

独立行政法人評価委員会第13回農業分科会

農林水産省消費・安全局総務課

第13回独立行政法人評価委員会農業分科会

日時：平成16年5月25日（火）

会場：三田共用会議所第四特別会議室

時間：13：02～17：10

議 事 次 第

- 1．開 会
- 2．議 事
 - (1) 独立行政法人評価基準の設定
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金
 - (2) 平成15年度の業務実績
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金
 - (3) 水資源機構の評価基準・業務実績
水資源機構
 - (4) 業務方法書の変更について
農林漁業信用基金
 - (5) 長期借入金の認可申請について
農林漁業信用基金
 - (6) 役員給与規程の一部改正
農畜産業振興機構
農業者年金基金
 - (7) 重要な財産の処分

農畜産業振興機構

(8) その他

- ・農畜産業振興機構の短期借入金の借換
- ・農林漁業信用基金の短期借入金の借換

3 . 第一部会閉会

休 憩

4 . 第二部会開会

(1) 独立行政法人評価基準の変更

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

農業者大学校

(2) 平成 1 5 年度の業務実績

農林水産消費技術センター

種苗管理センター

家畜改良センター

肥飼料検査所

農薬検査所

農業者大学校

(3) 業務方法書の変更について

肥飼料検査所

(4) 重要な財産の処分

家畜改良センター

(5) その他

- ・今後の予定等

5 . 閉 会

午後 1 時 0 2 分 開会

松本分科会長 定刻となりましたので、ただいまから農林水産省独立行政法人評価委員会第13回農業分科会を開催いたします。

本日の議長を務めさせていただきます松本でございます。よろしくお願いいたします。

委員、臨時委員及び専門委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

さて、本日の会合でございますが、委員及び臨時委員の計13名のうち10名の方々にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項において準用する同条第1項の過半数の出席要件を満たしておりますことから、成立していることをご報告申し上げます。

それでは、早速でございますが、本日の議事に入ります前に、事務局の方から本日の委員、臨時委員並びに専門委員の出席状況の報告と新たに任命されました委員の紹介、そして、配付資料の確認をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 消費・安全局総務課長の實重でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日の委員、臨時委員、専門委員の出席状況でございますが、夏目委員、渡辺臨時委員、高橋英三専門委員、武田専門委員、田嶋専門委員、馬場専門委員、福田専門委員、守田専門委員、森戸専門委員におかれましては、ご都合によりご欠席と承っております。

5月19日に間和彦委員がご都合により退任されまして、ご後任に萬野修三委員が任命されておられますので、ご紹介させていただきます。

議事の進め方でございますが、今回は会場の広さなどの関係から2部構成とさせていただきます。まず、第1部につきましては、昨年10月に設立されました農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び水資源機構の4法人の議題を審議いたします。次に、第2部におきましては、農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所及び農業者大学校の6法人の議題を審議していただくこととしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日お手元にお配りしております資料のご確認をお願いしたいと存じます。資料1といたしまして、農業分科会の委員名簿、第1部資料といたしまして資料2から資料9までになっております。資料2といたしまして、業務実績評価基準の設定案を2 - 1から

2 - 3まで、資料3として平成15年度の業務実績概要を3 - 1から3 - 3まで、資料4として、水資源機構の評価の手順と業務実績概要、資料5として農林漁業信用基金の業務方法書の変更について、資料6として農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請について、資料7として農畜産業振興機構及び農業者年金基金の役員給与の一部改正を7 - 1から7 - 2、資料8といたしまして農畜産業振興機構の重要な財産の処分について、資料9として農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の短期借入金の借換えを9 - 1から9 - 2でございます。

第2部の資料といたしまして、資料10から15までとなっております、資料10として業務実績評価基準の変更案を10 - 1から10 - 6、資料11として平成15年度の業務実績概要を11 - 1から11 - 6、資料12として総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に関する対応状況について、資料13として、平成14年度業務実績評価結果の通知後における各法人の対応状況、資料14として肥飼料検査所の業務方法書の変更について、資料15として家畜改良センターの重要な財産の処分について。

そして、参考資料といたしまして、今後のスケジュールとプロジェクトチームの構成表、次回の日程調整伺いでございます。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

松本分科会長 きょうご出席予定の委員、あるいは臨時委員の方々、まだ出席されておられませんけれども、おいおい出席されるものと思いますので、このまま議事を進行させていただきます。

それでは、引き続きまして官房文書課長よりごあいさつをいただきたいと思います。

文書課長 ご紹介いただきました官房文書課長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

本日は、ご多用のところ第13回独立行政法人評価委員会農業分科会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、皆様方には日ごろから独立行政法人の業務等につきましてご指導、ご鞭撻をいただきまして、心から御礼申し上げたいというふうに思います。

独立行政法人制度も4年目に入りまして、13年4月に独法化された法人については、中期目標期間もあと2年というところまでまいっております、各独法それぞれ、委員の皆様方からご指摘いただいたご意見を反映して業務運営を進めているところであります。また、昨年10月に設立された独法の中期目標期間も半年を過ぎたということでございまして、

本日ご説明させていただきますが、その評価基準に基づいて夏までに評価をいただきたいというふうに考えております。

せっかくの機会でございますので、最近独法をめぐっているいろいろな動きがございましたので、2点ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

1点目は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004、いわゆる「骨太2004」と呼ばれているものの議論でございます。現在、この内容については経済財政諮問会議で議論されておりまして、6月上旬には最終的な整理がなされるというふうに聞いておりますが、現在議論されている案文の中で、行革に関連して独法に関する記述がございます。具体的に申しますと、平成13年4月に設立された17の独立行政法人について、本年夏から組織業務の見直しの検討に着手し、本年中に相当数について結論を得るという内容でございます。

これについて、議論をしている最中のものがございますので、今後の進め方、具体的には私どもとしても承知をいたしておりませんが、ただ、2月の評価委員会でご説明させていただいた今後のスケジュールですね、昨年8月の閣議決定を受けた今後のスケジュール、そこでは来年の2月以降に中期目標期間終了後の組織、あるいは業務の見直しについての検討に着手すると。評価委員会の議論もお願いしたいと、こういうことを申しただけでございますけれども、そのスケジュール自体も恐らくかなり前倒しをしてお願いをしなければならないというふうに考えております。いずれにいたしましても、そういった制度全体の取り組みのスケジュールをできるだけ早く入手し、また、調整をいたしまして、今後の評価委員会での議論の進め方についてご相談をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、2点目は、特殊法人等改革推進本部の中に参与会議という組織がございますので、これはセコムの飯田社長が座長をされておられます。これは、特殊法人等改革を主な業務としておりますので、端的に申し上げますと、昨年の10月に特殊法人、認可法人から独法に移行した、そういった議論をしてきたわけございまして、ある意味でそのフォローアップとして、先だって昨年10月に独法化した法人の中から6つを選んで、それぞれの理事長さん方からヒアリングが行われております。農林水産省の関係では、5月19日に農畜産業振興機構の山本理事長がヒアリングにご出席いただいております。

その場の状況ですが、基本的にはやはり各理事長のイニシアチブで改革に取り組まれているということで、独法化のメリットは総じてあったと、こういう評価でございましたけれども、やはり今後中期目標、中期計画に定められた目標を上回るようなコストの削減な

り、あるいは組織の合理化、効率化、そういったことに取り組んでいただきたいという要請もそれぞれの法人が受けたところでございます。この点についても、まだこの参与会議としてどういったご意見をまとめられるのか承知しておりませんので、今後のそれを今は見守っていると、そういう状況でございますけれども、またその内容が判明しましたら、評価委員会の先生方にご相談を申し上げることが出てくるのではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日の議題でございますけれども、先ほど申しましたような点を含めて非常に盛りだくさんでございます。長時間の会議でございますけれども、委員の皆さんには貴重な意見をちょうだいできればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の1つ目の議題に移りたいと思います。

1つ目の議題は、業務実績評価基準の設定についてでございます。これにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 ご説明申し上げます。

昨年10月に設立されました農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金の3法人の業務実績評価基準につきましては、昨年11月13日に開催いたしました第12回農業分科会において評価基準の検討状況を各プロジェクトチームよりご報告いただいたところであります。その後、本日までの間、各プロジェクトチームにおいてご議論いただきまして、その結果といたしまして資料の2 - 1から2 - 3まで、各法人ごとに業務実績評価の基準の案を用意いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、業務実績評価基準（案）について、各プロジェクトチームごとに代表者からご報告をお願いしたいと思います。

各プロジェクトチーム分を報告いただいた後に全体としての討議を行う、こういう手順で進めてまいりたいと思います。

なお、時間が非常に限られておりますので、申しわけございませんが、ご報告は1プロジェクトチームあたりおよそ5分をお願いをしたいと思います。

それでは、まず、農畜産業振興機構チームからお願いいたします。

徳江委員 それでは、私の方からご報告申し上げます。徳江でございます。

前回の農業分科会でご説明した内容と変わった点を中心にご報告させていただくという

ことでございます。

それでは、資料の2 - 1の1ページをお開きいただきたいと存じます。1ページのアですけれども、改正後の方を見ていただきたいと思いますが、ここでは、中項目の評価に際してa、b、c評価に加えsという評価が入っていたんですけれども、このsというのは大体調査研究にかかわる部分についての評価だということで、これは農業分科会でもそういうような意思統一ができたと思いますが、本機構ではこの調査研究部門が非常に少ない、あるいはないと言った方がいいのではないかと思ひまして、この文は削除いたしまして、改正後のこういうような形にさせていただきました。

それから、同じページの でございますけれども、小項目で定性的な目標を定めている場合、2つ以上の具体的な指標を設定し評価することとしていましたけれども、1つの指標で足りる場合もあります。このため、一応こちらは「原則として」という文言、アンダーラインが引いてありますけれども、そういうような形にさせていただきました。

それから、2ページ、 は、それぞれ小項目に複数の指標を設定する場合には、原則としてそれぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとすると。これは、改正前の方では、ただし書きで複数の指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすことが適当でない場合には指標の一部を小項目の云々とございますが、評価指標とみなすことが適当でないというのはほとんどないということでございますので、この小項目に複数の指標を設定する場合には、原則としてそれぞれの指標の結果を同数の条項、つまり、指標と評価項目、これを同数とするというような形にさせていただきました。

それから、ちょっと飛ばさせていただきます、(3)の留意事項のところですが、3ページですね、ここの部分は総合評価にかかわる部分なんですけれども、ここでは、先ほど小項目のところの評価ではsという評価が入っていたんですけれども、総合評価のところでは先ほどのs評価をなくしましたけれども、総合評価の段階ではやはり奨励すべきというんですか、何か非常に実績が上がった部分については評価しようではないかというような、そういう点を考慮いたしまして、ここでは奨励すべき事項というような形でここに入れております。

それから、次が評価指標でございますので、5ページをお開きいただきたいと思ひますけれども、この評価シートの下の方です。第1、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置として、改正前は、前回は事業費の削減・効率化につきましては、計

画した支出額の100%以下であった、計画した支出額の100%を超えたという表現でしたけれども、これは先ほどお話に出ましたように、特殊法人等改革推進本部参与会議でこの辺についても年度ごとのチェックをしろという、そういうようなご指示がありますので、この辺につきましては改正後のように改めました。つまり、もともと平成14年度の数値に対して10%削減しろと、こういうような目標があります。したがって、一応中期目標期間というのは5年、今回は特殊法人は4.5年、4年半でございますので、この4年半で最終的に10%削減するということですが、やはり年度、年度ごとに一応の目安という形を割り振りまして、5ページの平成15年については10%のうちの0.5/4.5、つまりこれは54カ月分の6という、要するに4年半で54カ月のうちの6カ月が過ぎますから、そういった割合でこの10%を割り振ると。それから、次の6ページは、16年度、17年度、18年度はそれぞれ、これは4.5分の1.5ですが、月数に直しますと54分の18、54分の30、54分の40、最終の年度で100%いくと、こういうような形で、一応年度の割り振りをしたという、これが大きな違いでございます。

それから、8ページ、ちょっと飛んでいただきまして8ページですね。ここでは、研修項目などで回数の問題、前回の委員会のときにご指摘とかご意見がございまして、例えばここで、8ページの上の方ですが、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術の習得等、研修で15年度は2回、この前の方は単に2回行くと。つまり、基準として2回行うということだと、これは2回やって100%。a評価。あるいは1回でも高い評価ということになります。この回数と評価の問題になりまして、やはり今回の改正では、15年度は半年ですから、15年度の評価と16年度以降の評価に分けました。したがって、15年度については一応2回。2回に対して達成度が100%であった場合はa評価、それから、達成度合いが50%から100%未満はb、達成度合いが50%未満はcと、こういうような形で、あと、16年度以降は計画の回数に対してどうかという、そういう判断を入れましたので、はっきり分けました。

それからあと、9ページですね、下の方、トップの意識改革と役職員間の意思疎通の推進なんですけれども、これは改正前は、右側でございますが、トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図ると。役職員間の意思疎通等を図った、役職員間の意志疎通等を図らなかったというようなところで、内容的は2つの評価があるということで、2つの評価指標を設定しなければいけないのではないかということで、まずア、トップの意識改革と役員・職員間、部門間の意思疎通の推進、それから、職員からの業務改善策の提案の募集

と、こういうような形でやらせていただきました。

それからあとは、ちょっと飛びますけれども、11ページの1行目、(1) 指定食肉の売買、これは、やはりある条件が整ったときに売買をするということなものですから、そういう条件が整っていなければこれは評価しないと。条件が整って行った場合に、指定食肉の売買をした場合にこれは評価しようではないかと。条件が整わなければ評価する必要はないということで、これは実施した年度のみ評価を行うというような形に変えさせていただきました。

それからあとは、18ページ、ちょっと飛びますけれども。18ページ、それから19ページの方ですけれども、18ページの上の方、第3、予算、収支計画及び資金計画。、法人運営における資金の配分状況、この部分と、それから下の方です、今度は。19ページ、職員の人事に関する方針につきましては、これは他法人との統一的な指標として修正したということで、他の法人とその辺を、考え方というか基準の設定の仕方を同一にしたということでございます。

以上、大体主とした変更点は以上でございますが、あとは評価指標とする、あるいは、中期計画に記載されている内容は評価指標本文では繰り返さない、なるべく簡単化しようというような、そういうような形でさせていただいております。

以上、ちょっとはしょったところもあると思いますが、以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農業者年金基金チームについて、お願いいたします。

忠臨時委員 農業者年金プロジェクトチームの忠でございます。よろしくお願いいたします。

私の方から、評価基準設定についてをご説明させていただきます。資料2-2をごらんいただきたいと思います。

先般、5月13日でございますけれども、午前10時より農林水産省内の会議室におきまして、プロジェクト委員3名仰せつかっておりますが、私忠と泉本専門委員の2名によりまして開催をさせていただきました。

まず、評価基準の方でございます。1ページから2ページにかけてをごらんいただきたいと思います。改正後の部分でございますが、アンダーラインを引いてございます。ただし書きから始まりまして2ページの中段に至る部分であります。ここの部分につきましては、大項目、あるいは中項目に直接指標を設定して評価を行う場合の規定を明文化した

ということで、記載を加えたものということで受けとめていただきたいと思います。

また、その下の方になりますけれども、定性的な目標が定められている場合の指標の数について、指標の数にかかわらず、達成内容を十分吟味して評価を行えばよいのではないかなということでございまして、前は右側にありますように2つ以上の指標というふうなことでございましたけれども、これを文言から削除したということで受けとめをいただきたいというふうに思います。

3ページを飛ばしますが、次をお開きいただきたいと思います。4ページに入りますが、評価指標の方になります。このことにつきましては、中期目標が平成20年の3月31日までというふうな、そういう目標でございますので、実施状況の評価であるという考え方を基本に置いてございます。したがって、中期計画期間中を通じて一貫した評価ということ念頭に置いていったらどうだろうと、そういう考え方に基づいておりまして、毎年、毎年評価指標の表現変更というのを最小限に食いとめるために、余り年度計画に記載された文言にとられることなく、中期計画の目標に即した簡潔な表現ということにさせていただいております。したがって、前回お示ししたものと比べますと、文字数も簡潔に記載されているのではないかなというふうに思っております。1つ1つはまたごらんいただきたいというふうに思います。

あわせて、1つの目標に複数の年度計画が記載されている箇所も幾つかございますが、これにつきましても同様の考え方のもとに評価指標の統合を行っておりますけれども、実際の評価に当たりますと、当然のことながら年度計画記載事項の達成状況というものを踏まえて行っていきたい、そんなふうに考えてございます。

なお、12ページをごらんいただきたいと思います。第4の予算、収支計画及び資金計画という部分でございます。これは、先ほどのご報告にもありましたように他の独立行政法人との共通化を図るという意味で、それに倣いながら変更したということでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご説明の方を終わらせていただきます。

松本分科会長 続きますと、経営政策課長から厚生労働省評価委員会に意見を求めることになる旨をあわせてご説明をお願いいたします。

経営政策課長 経営政策課長の今井でございます。

私の方からは、今後の評価に当たりますと、共管省庁であります厚生労働省との間の手続について簡単にご説明させていただきます。

農業者年金基金の業務の実績評価に当たりますと、独立行政法人農業者年金基金法附

則第20条第2項という規定で、農林水産省の評価委員会が各事業年度に係る事業の業績の評価を行おうとする場合には、平成13年改正前の制度に基づく年金の給付に関する業務に関しては、厚生労働省の評価委員会の意見を聴かなければならないというふうに定められております。要は、13年の改正前の制度というのは、制度自体が農林水産省と厚生労働省の共管であったということでございます。そういうことになっておりますので、今後の手続といたしましては、まず、農林水産省の評価委員会の方から厚生労働省の評価委員会の方へ意見の照会をいたします。その上で厚生労働省の評価委員会から農林水産省の評価委員会の方に意見を出していただきまして、それを踏まえまして農林水産省の評価委員会において最終的な評価を行うという手続で今後の評価を進めていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

ここで、間委員の後任として萬野修三委員がただいま来られましたので、ご紹介をしたいと思います。どうぞ。

萬野委員 おくれましてすみません。萬野です。よろしくお願ひします。

松本分科会長 どうも。

それでは、次に農林漁業信用基金チームについて、お願ひをいたします。

清野臨時委員 農林漁業信用基金チームの清野でございます。

資料の2 - 3をお開きいただきたいと思ひます。1ページ目、まず1点目は、2 - (1) 中項目の実績評価の方法に関するところですが、ここでは、このアンダーラインを引いた部分、小項目がない場合には中項目、あるいは中項目がない場合には大項目で評価するというような修正を加えたものでございます。

それから、その下、2ページ目ですが、この1は事業費の削減、効率化を示した項目です。関連して4ページの評価指標シート、この第1 - 1の(1)、このところでございます。先ほど徳江委員からもご説明がありましたように、他のチームとのバランスも見ながら、言ってみれば、これまでは右の方で計算の過程を括弧書きで表示していましたが、各年度ごとに数値がはっきりわかりやすいように修正を加えたということですので。

それから、もう一度2ページの方に戻っていただきますと、項目の2、これは業務運営体制の効率化というところでして、(1)では事務所の統合の件。これは、修正前が年度

計画の目標をそのまま受けた形での記載となっていましたので、今度の修正では中期目標の大きくりの表現を受けた内容というふうなことにしてございまして、これに関連して、5ページの評価方法の方につきましても、表現の方に変更を加えたものでございます。

もう一度2ページの方に戻りまして、3は経費支出の抑制に関する事項でございます。ここの(1)は一般管理費の削減の項でございます。これは、さきにお話ししました事業費の削減の箇所と同様の趣旨でありまして、評価シートの方でもこれに対応した表現の修正というふうなものを加えてございます。

それから、その下、4番、5番は内部監査の充実、あるいは評価点検の実施というふうなことでございますけれども、これは見ておわかりのとおり、検討、検討と書いてありましたのを、それぞれこのように内容を変更してございます。

続きます6は、情報処理システムの効率的な開発・運用で、ここでは進捗状況を意識しまして、「段階的な」というふうな言葉を加えてございます。

それからまた、6-(1)あるいは(2)のところも「運用」というふうにしております。

続きまして、3ページの項目の第2は、法人のサービス、その他業務の質の向上に関する事項でございますけれども、まず、評価シートの方、7ページ中ほどでございますが、第2-1、事務処理の迅速化の評価方法につきまして、当初、15年度の目標に対して案件の7割を表示するというふうなことが書いてあり、それに70%の100%を達した、あるいは100に対して70、70に対して49というふうな、7掛けの数字をそのまま落とし込んでおりましたけれども、言ってみれば期間を通して読めますように、左の修正後は100%、70から100、70未満というふうな表現ぶりに直したところでございます。

それから、その下、第2-2、ここの(2)から(5)までは、このように表現ぶりを修正を加えたところですので、ごらんのとおりでございます。

続きまして、3ページに戻りまして、第3、これは予算、あるいは収支計画及び資金計画でございますけれども、ここでは、収支計画の実績状況というふうなことから、左のようにタイトルを変更させていただきました。これは他の法人とのバランスということで入れさせていただいたものでございまして、この2の法人運営における資金の配分状況についても同様でございます。

なお、この他の法人とのバランスをとってこうした配分状況ということを設定したところにつきまして、今後実際の評価に際しましては、どのように行っていくか今後検討してい

く必要があるというふうに考えてございます。

それから、3ページ、3番目、業務収支の均衡ということでございますけれども、これは項目名が前はミスでございましたので、訂正でございます。

それから、評価シートの方も、目標達成というところから達成度合いというふうに変更してございます。

それから、第4の長期借入金の条件でございますけれども、限度額から条件にという変更でございます。

それ以下も、ここに左右対称に表しましたような表現ぶりに変更を加えてございます。以上でございます。

松本分科会長 それでは次に、金融調整課長から財務省評価委員会との関係について、あわせてご説明をお願いいたします。

金融調整課長 それでは、独立行政法人農林漁業信用基金の評価基準について、確認的にご報告いたします。

ご案内のように、農林漁業信用基金の評価につきましては、この農業分科会とあわせまして、別途主務省であります財務省にも評価委員会が置かれております。その財務省の評価委員会でも同様な業績の評価のための作業を今やっただいております。今後この農業分科会と財務省の評価委員会と、それぞれで評価をしていただくというふうなことになるわけでございます。それで、この場合、実は法律的に両委員会の調整の手続が規定されておられません。そのために、今後両方の評価委員会の評価結果が反映されるというふうなことになるわけでございますけれども、その具体的な反映の仕方については、今後財務省と引き続き調整をさせていただくというふうになっておりますので、ご報告を申し上げます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。ただいまご説明がございました各法人の業務実績評価基準(案)について、意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。どうぞ。

ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。泉本委員、どうぞ。

泉本専門委員 私農業者年金基金で、これ、差しさわった方で申しわけないんですが、どうして農業者年金基金は事業費の削減効率化の目標はなかったんでしょうか。

松本分科会長 では、回答をお願いします。

忠臨時委員 農業者年金基金の見直しにつきましては、先回、12回の会議から変更している部分のみをご説明申し上げました関係でその記載がないと、ご説明がなかったというふうに思っております。なお、先回、12回の評価基準の設定に当たりましては、資料2 - 2の22ページ以降に記載してございますので、それに基づいて設定したいということでございます。以上でございます。

松本分科会長 それで泉本委員、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

泉本専門委員 わかりました。ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

それでは、特段ございませんので、各法人の業務実績評価基準については、今回の案でご了承いただけるものと考えます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定いたします。今後の細かい文言の調整等につきましては、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、それではよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、2つ目の議題に移らせていただきます。

2つ目の議題は、平成15年度業務実績概要の報告でございます。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 ご説明申し上げます。

独立行政法人は、独立行政法人通則法第32条第1項におきまして、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。また、通則法第38条第1項におきまして、独立行政法人は毎事業年度財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3カ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされ、同条第3項で、主務大臣は財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならないこととされております。したがって、独立行政法人側から6月末までに財務諸表、業務実績報告が正式に提出されまして、それからご審議いただくこととなりますが、本日の分科会におきましてはあらかじめ業務実績の概要につきましてご報告、ご説明させていただきます。正式に業務報告書、財務諸表が法人より提出された段階で委員の皆様へ送付いたしたいと思っております。その後、各プロジェクトチームごとに昨年同様評価を進めていただきたいと思いますと思っております。よろしくをお願いいたします。

松本分科会長 それでは、各法人ごとに理事長、または担当理事からご説明をいただき、水資源機構を除く3法人分が終了した後に質疑応答を行う、こういう手順でまいりたいと思います。

なお、時間が限られておりますので、先ほどと同様に、ご説明は極力簡単をお願いをするのと、重要な点をご披露いただくということで、1法人あたり5分以内であればお願いをしたいと思います。

それでは、農畜産業振興機構について、お願いをいたします。

農畜産業振興機構 それでは、資料3 - 1で15年度の業務実績概要についてご説明申し上げます。

まず、第1の業務運営の効率化でございますが、1の事業費の削減・効率化でございます。これは、事業費を平成14年度に比べ8%削減、これは目標値がその下にございますように4年半で10%以上でございますので、今回、事業の見直しを行いまして8%削減、約2,800億円の事業費になりますが、これで目標のほぼ8割を達成したことになります。

それから、2が業務運営の効率化による経費の抑制のうちで、の一般管理費でございますが、平成14年度に比べまして数字で目標値が4年半で13%でございますが、14年度(半期)に比べ初年度(下期)では6%抑制することとしています。これは、ここに本部事務所の統合とございますが、昨年10月の統合の前に統合方針が約2年前に決まりましたので、それ以降2年にわたって旧事業団と旧野菜基金で協議会を設けまして、合併についての相談をいたしました。本部事務所につきましては、経費節減のために事業団の事務所に統合いたしまして、現在、坪1万1,000円のところに入居しております。家賃が、旧野菜基金が1万7,000円ございました。こうした事務所費の軽減等の物件費で一般管理費の削減の約2割を達成いたしております。

それから、役員数はほぼ半減、それから人件費の抑制は定数を2名減、約200名おりますけれども。給与の引き下げ等の人件費の削減で約8割を達成いたしております。そのほか、会議費の節約で、できるだけ無料、あるいは安い会場を使うとか、350円のコーヒーをやめまして150円のきょうお配りしておりますようなペットボトルの飲み物、それから、厚生労働省が牛乳の消費拡大というのが日本人の健康のための急務だと言われておりますので、牛乳を今度はお出ししようと。牛乳をお飲みにならない方は、150円程度のペットボトルにしようと思っております。

それから、2ページでございますが、6の補助事業の効率化。補助事業は約1,000億円

計上いたしておりますが、15年度から費用対効果ということで、投資に対するリターンが1以上なければ採択しないということにいたしました。この費用対効果の算式は公表いたしておりますので、これで採択案件の4割は、事前に申請を遠慮されております。

それから、3年後の事後評価手法というのを開発、採用を進めております。

それから、次の3ページでございますが、ソフトの事業、施設整備以外の会議費等につきまして、コスト分析手法ということで、会議とか人件費等の標準単価を厳密に定めまして、この範囲内で補助金を出すということにいたしました。

それから、第2に、その下にございますが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上も重要でございます。1の畜産関係で、(1)で価格安定、需給調整とございますが、畜産、野菜、砂糖、蚕糸、6つの法律で価格調整、輸入調整を行っておりますが、法律の枠組みと同時に大臣が毎年審議会、与党、国会等の調整を経て行政価格を決定され、定められたところに従って業務を行っておりますが、この(1)にございますように、業務の迅速化・適正化を実施するため、実際には補給金等の申請から執行までの費用日数を畜産で1割縮減いたしました。野菜で2、3割、それから砂糖、蚕糸で1割程度削減しております。

それから、4ページの補助事業の(2)の で鳥インフルエンザとございます。その下に「特に、鳥インフルエンザの発生県」とございますが、昨年79年ぶりに山口県で鳥インフルエンザが発生いたしました。畜産の専門家を直ちに派遣いたしまして、これは全く日本では未経験のこととございましたので、発生した農家の鳥の処理、それから埋め立て、焼却、卵の移動規制等々、また、いつ解除するかというようなことについて農水省と協議しながら、山口県、それから地元関係者と協力し対策に取り組み、また、必要な事業については現地で要綱を作成いたしまして早期に事業執行をいたしました。山口県からは大変感謝されたところでございます。

それから、6ページの5に情報収集提供業務とございます。この情報収集のうち、下の方に(4)の とございます。その の「特に」とございますが、昨年12月24日、アメリカでBSEが発生いたしました。この第一報を入手したのは畜産専門家が配置されておりますワシントンの機構の事務所の職員でございます。日ごろから民間・政府機関との連絡をとり合っております。直ちに日本政府に連絡し、以後の早急な輸入停止措置、それから原因究明の要請、また、輸入再開の協議等の調整を冬休み返上で行い、また、本部でもこれに対応いたしました。さらにシドニーの事務所では、豪州からの牛肉の輸出拡

大の協議等を行いました。

その下に、また鳥インフルエンザでございますが、東南アジア等で昨年1月から各地で鳥インフルエンザが多発いたしました。シンガポール、ブラッセル等の私どもの5カ所の海外事務所で情報の収集に努めるとともに、政府関係者と輸入停止、また再開、あるいは原因の究明等の協議調整を行ってまいりました。

それから、最後に、情報収集のところ、7ページの、でございますが、最近情報収集・提供業務に対して、消費者、あるいは地方団体から、ここでございますで、望ましい食生活、食育に対する要請や、また、食品の健康に果たす役割、それから農業生産に関する課題、特に食の安全・安心等について説明依頼や情報提供等々が大変多くなっておりますので、消費者、メディアの方々、メディアは特に生活情報部門の方々でございますがこれらの方々と頻繁に意見交換、あるいは説明会等を開催しております。

それから、私どもが持っておりますホームページでございますが、3年前から非常にアクセスがふえておりますが、昨年、15年度目標値でございます。70万件以上という目標値でございますけれども、これに対して実績値が目標の7割増の122万件になっております。私ども、これからもこういった情報提供も充実・強化を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に農業者年金基金について、お願いをいたします。

農業者年金基金 それでは、資料の3-2をお願いいたします。農業者年金基金では、昭和46年から平成13年までの旧制度に基づく年金給付と、平成14年からの新制度に基づく年金業務を実施いたしております。

まず、業務運営の効率化です。一般管理費は14年度約16億円余、また、事業費は14年度で33億円余でございますが、そこにありますように、計画を達成いたしております。

2の業務運営の効率化でございます。年金給付関係の申出書類、26の様式等でございますが、改善計画を策定いたしまして、それに基づいて現在、業務受託機関との間で調整を実施している状況でございます。電算システムでございますが、3,000余の市町村の農業委員会、900余の農協に業務を委託しておりますが、インターネット活用による業務の効率化を計画いたしております。また、業務実施機関用の業務実施マニュアルにつきましても見直しまして、記述内容の簡素化等できるところはやると同時に、ポイントなんかをカラ

一化することによって、より活用しやすいよう見直しております。

組織運営の合理化でございますが、冒頭申し上げましたような業務の変化、それと、情報技術の活用というような観点から、課レベルの見直しの結果、8課1室だったものを8課に再編いたしております。

また、4の業務運営能力の向上ですが、職員につきましては、内部の研修、あるいは資金運用等にかかわる者につきましては、外部の研修にも参加をさせております。

2ページ目、業務受託機関でございますけれども、ブロックごとの会議の開催のほか、そこにありますように、市町村段階の担当者を対象とした研修会等への役職員派遣要請につきまして、その内容に応じ対応してきている状況でございます。

次に、5の評価・点検の実施でございますが、被保険者や学識経験者等からなる運営評議会を開催し、5の(1)の、の、のようなご意見をいただいたことに伴いまして、対応しております。

また、5の(2)でございますけれども、考査ということで、23道県の受託機関に対して計画どおりの考査を実施いたしております。

第2の国民に対するサービスその他業務の質の向上ということで、1つは、農業者年金業務で被保険者資格の適切な管理ということですが、私どもの被保険者は国民年金の1号被保険者が前提でございます。社会保険庁の協力を得ながら、機械的突合システムを構築いたしております。

また、にありますように、当年金では政策支援ということで、一定の要件を満たす者に保険料の一部助成が行われておるわけでございますが、一定の期限があるものについて、事前に情報提供をして、いわば期限切れにならないような対応もいたしております。

申出書等の迅速な処理ということで、標準処理期間を定め関係者に提示するとともに、申出書等の処理状況の結果についても情報を開示しながら進めてきております。

2として、資金の安全かつ効率的な運用でございますが、15年度末で新制度、420億円余の年金資金になっております。14年度がマイナス運用だったこともありまして、15年度におきましてはより安全な運用を目指したところでございます。

(2)にありますように、外部の専門家も入っていただいた資金運用委員会を開催し、ご意見をいただきながら実行してきている状況でございます。

(4)でございますけれども、運用成績について四半期ごとに結果を公表させていただいております。年度トータルの結果につきましては、決算とあわせて公表を予定いたして

おりますが、15年度の運用目的は達成されたと思っております。

次に、制度の普及推進ということでございますが、これも制度が14年からということで、周知徹底のためにそこにありますような関係者の意見を聞いた広報資材を作成し、提供してきております。また、ホームページにつきましても、更新回数82回とあるように、適宜情報を更新しながら利用拡大を図っておる状況でございます。

第3が、財務内容の改善ということでございますが、旧制度におきまして、私ども、農地取得に対する貸付債権等を有しております。15年度末で約95億円でございますが、担保物権について見直しを実施いたしました。また、業務受託機関との連携のもとで適切な債権の管理・回収に努めている状況でございます。

その他、最後でございますが、私ども、旧年金業務の給付に係る国庫負担の平準化ということで、長期借入れを政府の指示により実行いたしております。15年度において、310億円余の借入れを実勢金利を反映した形で実行いたしております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に農林漁業信用基金について、お願いをいたします。

農林漁業信用基金 それでは、農林漁業信用基金の平成15年度の業務実績概要についてご説明申し上げます。

資料の3 - 3をごらんいただきたいと思います。事前に申し上げますけれども、農林漁業信用基金は、各県におけます保証協会、あるいは各金融機関からの融資に対する保証、直接保証は林業関係でございますが、あと、農業と漁業は間接的に保険をするという業務がございまして、どちらかという受身的な仕事をしております。

事業費の削減・効率化というところでございますが、それらの関係で必要な資金を手当てするという意味で、長期の借入金を調達しておりますが、その利息についての縮減を図った。これは後ほどまた長期借入金のところでご説明申し上げます。

また、新しい取り組みといたしましては、求償権回収業務の一部を債権回収業者、いわゆるサービサーに委託をしてそれを行うということにして、また、その業者の選定に当たっても、費用対効果に配慮いたしました。

また、業務運営体制の効率化でございますが、一番大きな問題としては、事務所の統合という問題がございます。私ども、もともとが4つの法人が統合されたものですから、4分野それぞれ従来の事務所で今まで仕事をしておりますが、本年の12月をめぐり、現在本

所がございます内神田に統合したいというふうに考えて、その方針を決定して、現在所要の準備を進めております。統合によって、実質的にはいろいろな経費の削減、効率化等も行われることになっていると思います。

なお、独立行政法人発足の昨年10月1日に、人員の削減につきまして3名を前倒しで定員削減を行っております。

職員の能力の向上なり、あるいは相談機能の強化という点は大変重要でございます、その点につきましては、中期の研修計画を策定して、より実践的な研修体系を構築いたしました。また、財務・資産の評価に関する内部研修など、各種の研修もしております。

経費の支出の抑制でございます。具体的な数字につきましては、外部監査等が終わっておりませんのでお示しすることはできませんが、仕組みとしましては、予算管理なり調達に関する諸規定の整備、あるいは過去の実績に基づきます見直しを行いました。また、契約等の担当部署、あるいは経理部との協議、これも、経理関係も4つの事務所に分かれておりますので、それぞれの連携を保って適切な予算の執行管理が実施されております。

また、法定監査人の候補につきましても、一般競争入札で監査人を選定するというようなことをしております。

内部の監査の充実でございますが、独立行政法人を発足するときに常任幹事が2名にふえまして、これで4つの事務所の業務の監査を行っていただくわけでございますけれども、それを補佐するための体制の強化をしております。

また、評価・点検の実施につきましては、外部有識者も含めた検討会を設置いたしまして、業務の評価・点検のための検討を進めております。

6番目に、情報処理システムの効率化と開発・運用というのがございます。各部門共通の会計システムというのを開発して、本年の4月から稼働させております。それぞれ特殊な保証・保険業務でございますので、共通の会計システムをつくること自身、ようやく始まっておりますが、稼働させたというところでございます。また、それぞれのシステムの、例えば農業についての保険の引受システムというようなものについては、これは、今まで単に委託していたところもありますけれども、自主的にできるようなシステムの開発ということを始めしております。農業部門を先行させまして、ほかの部門もそれに従ってやっていくという形になると思います。

第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございますが、1つは事務処理の迅速化、これは保険の引き受けなり支払い審査なりという事務処理の標準処理

期間を設けておりますが、その期間内に案件の7割以上を処理するという目標を立ててございます。目標は主に達成したところでございます。

利用者に対する積極的な情報提供ということでございますが、ホームページのコンテンツを充実して情報提供を行うと。また、農業協同組合、あるいは林業業者の方それぞれにアンケート調査を行いまして、私どもの業務に対するいろいろな意見をいただいて、それを反映させるというようなことをしております。

なお、業務の基本であります保険料、あるいは保証料という問題がございますが、漁業、農業それぞれの保険料の設定をこの際見直すということで、保険料率算定委員会などを設置いたしております。また、林業に関しましては、利用者ごとの財務状況等のリスクの違いにも配慮した保険料率を設定するということにしまして、15年の10月に保険料の改定を行っております。

なお、相談機能の一環として各県の基金協会の職員向けの研修会を開催。各県の基金協会においてどういう保証をするかというのが、間接的に私どもの保険業務に非常に影響するものですから、各県の基金協会の職員に対する研修会を開催するというようなことをしております。また、パンフレット等、いろいろな審査に必要な情報の提供もしております。

財務内容の改善でございますけれども、林業信用保証業務につきましては、求償権の回収につきまして特にいろいろと分析をして、どういうところから回収するかと。これは、実は林業は直接引き受けでございますので、全国の保証を求められた方に対して我が方の職員が直接対応しているわけですが、なかなか事情が難しくなっておりまして、職員だけでは回り切れないということもございます。そこで、新しい取り組みとしてサービサーに回収業務の一部委託を行うということを導入したわけでございます。

また、農業なり漁業の保険業務に関しましても、求償権回収の情報を共有することで、各県の基金協会との連携を強化いたしております。

最後に、その他でございますが、後ほどご説明しますが、共済団体、これは農業共済団体、あるいは漁業共済団体に対して、共済金を支払う場合の原資を貸し付ける仕事をしているわけでございますが、その借入金を適正に行ったということでございます。また、借り入れるに当たっては、極力低利な金利で借り入れるように融資機関と交渉いたしたということでございます。

人事に関する計画でございますが、保険業務、保証業務、それぞれ金融的な知識が必要になってくるわけございまして、中間からでございますけれども、都市銀行から優秀な

人材を採用すると。また、この人が持っているノウハウについて、中の職員の研修会の講師にして、一般の金融の世界ではどういう扱いをしているかという問題についての研修をしてもらおうというようなこととしておりますし、また、それぞれの部門の間、あるいは各県の基金協会との間の人事交流等も図っております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。ただいま、各法人の平成15年度業務実績概要報告についてご説明を受けたわけでございますが、これに関しましてご質問、ご意見のある方、お願いをいたします。よろしく申し上げます。どうぞ。

徳江委員、どうぞ。

徳江委員 農業者年金基金についてご質問させていただきます。

まだ内容を十分私理解していないのでちょっと的外れの質問になるかと思いますがけれども、この年金基金は、保険料は加入者が払うということになっているかと思いますがけれども、この基金が、例えば厚生年金とか国民年金というような場合には、いろいろな建物、保養所みたいなものを持っていますね、保養所とかああいう建物ですね。ああいうのはここでは持つておるかどうか。つまり、保険料分が資産として運用されているというだけであって、そういう箱物ですかね、建設をして加入者にサービスを提供していると、そんなことはないかどうか、ちょっとその辺わからないものですからお聞きします。

松本分科会長 それでは、今のご意見に対してどうぞ。

農業者年金基金 被保険者に対するサービス提供ということで、保養所等の施設についての当基金の状況でございますが、結論から申し上げます、そういう施設は過去にも現在も一切保有をいたしておりません。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

徳江委員 はい、ありがとうございます。

松本分科会長 そのほかどうぞ。

ございませんか。

ございませんでしたら、今後は15年度の業務実績評価を踏まえまして、各プロジェクトチームごとに作業を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の議題に移ります。

次の議題は、水資源機構の評価の手順と業務実績についてでございます。それでは、事

務局から説明をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 水資源機構につきましては、国土交通省が主管の法人でございます。また、農林水産省のほか、経済産業省、厚生労働省の3省が共管となっております。そのため、業務実績評価は国土交通省の評価委員会が行いまして、その際、農林水産省ほか2省の評価委員会の意見を聴くということとされております。このように、他の法人とは評価の手順が異なっておりまして、前回の農業分科会で水資源機構プロジェクトチームの小林信一委員からご報告、ご説明いただいたところでございますが、改めて評価の手順と評価基準についてご確認いただくことにいたしまして、担当の農村振興局から説明させていただきます。

農村振興局総務課機構調整室長 それでは、ご説明いたします。農村振興局総務課の大澤でございます。

まず、評価の手順でございますけれども、水資源機構につきましては、今申し上げました関係4省の評価委員が一堂に会する4省合同会議を開催することとしておりまして、農林水産省評価委員会からは小林委員、それから渡辺臨時委員、佐藤専門委員の3委員にご参加をいただいております。

年度業務実績評価を行います4省合同会議は8月上旬に予定されておりますので、国土交通省の評価委員会から文書によりまして意見の提出依頼がありました後、7月中には農林水産省評価委員会の意見をまとめていただく必要があるかと考えております。

本日でございますけれども、業務実績報告書の概要版をご説明いたしますが、6月中旬には全体版の報告書をプロジェクトチームの各委員の方に個別にご説明させていただき、7月上旬をめぐりにプロジェクトチーム各委員と事務局で意見の原案をまとめさせていただきます。その後、松本分科会長にご相談いたしまして、農業分科会の各委員の方々にお送りしてご確認をいただくと。そして、最終的に国土交通省の評価委員会に意見としてお返しするという手順で進めさせていただきたいと考えております。

次に、農林水産省評価委員会から意見を提出する範囲でございます。すみません、お手元の資料の4-1の上段でございますのは今私が申し上げたことでございますが、(2)にございます意見を提出する範囲でございますけれども、水資源機構法によりまして各主務大臣の所管業務はこの表にお示しするようになっておりまして、農林水産大臣がかかわるものとしましてはこの色がついている部分、この部分というふうになっております。

次に、その次のページでございますが、水資源機構の評価基準についてでございますけ

れども、これも前回の農業分科会でご報告いただいたとおり、国土交通省評価委員会における全法人統一の評価基準を適用することとしております。そうしているところ、今年の2月にその評価基準の一部が改定されました。内容といたしましては、お示ししておりますように、個別項目ごとの4段階評定を集計して得られる総合評定に関しまして、3ページ目でございますけれども、3ページ目の一番上の方、四角で囲んでおります波線がございますけれども、そこに最上ランクといいましょうか、極めて順調というランクを設けております。これにつきまして、今年度第1回目の4省庁合同会議におきまして、この国交省の全法人統一の評価基準に即しまして水資源機構の評価基準も改めたいというふうになっております。

私の方からのご説明は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ここでただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

いかがでしょうか。

特段ご意見がございませんでしたら、続きまして、年度の業務実績の概要につきまして、水資源機構よりもう一度ご報告をお願いいたします。

水資源機構 水資源機構の平成15年度業務実績の概要について、お手元の資料4 - 2に即してご説明申し上げます。

まず第1に、業務運営の効率化でございます。1ページ目でございます機動的な組織運営と。私ども、最終的には利水者の方々へのサービス向上というのが1つ大きな組織の目的でございます。ここにございます、でございます、本社、支社・局。私ども、利根川水系から九州の筑後川水系まで、7水系でダム、あるいは用水路等の水資源開発施設の建設、改築、管理を行っております。その際、やはり利水者の方々の窓口が輻輳していると過去ご指摘をいただきまして、この10月から窓口を一本化いたしまして、本社、支社・局で利水者サービス課という課を設けまして、私ども、利水者の方々へのサービスというものを最重点課題という形でこういう組織を設けております。また、近隣事務所間の統合、これも10月時点で1カ所統合させていただきました。

(2)でございます。新人事制度の導入と。ともすれば、過去私どもの組織、年功序列型の人事管理というものがなされておったと。これを全面的に改めます。16年度当初、15年度試行をいたしましたが、職員の能力や業績を適正に評価するため3つの制度を導入し

ております。1つが能力等級制度、2つ目が能力評価、業績評価の2視点から行う人事評価制度、3として、それらが昇格・昇給等において格差として職員の頑張りを、あるいは業績、それが給与にも反映できるという給与制度、この3つの制度を導入いたしまして、国等でもご検討されていると伺っておりますが、先駆けてこの4月から実施しております。15年度は1年間かけて試行させていただきました。

大きな2の効率的な業務運営でございます。(1)でございます。職員からのいろいろな申請、例えば結婚ですとか、あるいは住所が変わったと。庶務的業務をなるべく効率化しようということで、使用頻度の高い申請業務、これについて電子申請システムの開発・試行運用を15年度行いまして、16年度当初から本格導入しております。

それから、(2)でございます。組織間の役割分担の見直しと業務の一元化でございます。私ども、本社、それから出先、地方、地方に支社局、そして現場に事務所と、3層構造の組織になっております。ともすれば二重手間というご批判を利水者の方々からもいただいております。特に支社・局については、関係機関との調整業務を主たる目的に置こうということで、ここにございます各支社の現業部門、これをすべて可能なものから廃止しております。これを10月時点で実施しております。

2ページでございます。経理事務の合理化でございます。いろいろな支払い業務がございます。これを本社でも行い、支社・局でも行うということが過去の実績でございましたが、独法化以降すぐ支払いについては本社ですべて一括で行うと、こういうようなことも含め、合理化を順次拡大しております。

それから、3の事務的経費の節減でございます。本社のみならず、支社・局、事務所、各組織ごとに、職員の意識改革も含め、この事業的経費の節減もやはり積極的に明るくやっっていこうということで、アクションプログラムを各組織ごとにつくっております。最終的にはユーザーの方々の利益につながることを正々堂々やっっていこうと、組織として取り組もうということで、とか にごございますような事務処理の方法、あるいは維持管理の方法ということを念頭に置いて事務的経費の節減に努めているところでございます。それらも含め、あるいは私どもの実施する工事、管理のコスト縮減、これも含めて事業費の縮減に努めているところでございます。

第2のところでございます。サービスその他の業務の質の向上でございます。私どもの売りが、やはり必要なものを的確に計画的に建設する、あるいは的確に維持管理を行うということでございます。建設・改築事業につきましては、用水路系では千葉の房総導水路、

これが平成16年度、愛知用水二期事業、これは18年度完成を目指して計画的な実施を行っております。

それから、2のところでございます。私ども、ダム及び用水路等48施設を管理いたしております。15年度中には大きな洪水、あるいは大きな濁水というのはございませんでした。ただ、日々の取り組みの積み重ねでここがございます濁水対策、水質異常対策、3ページにいきますと水質事故対策、ここがございますように数多く起こっております。これらに対しても、できる範囲の対応をして、大きな苦情、あるいは取水障害というものも昨年度は記録されておられません。

3ページの上の方の(2)(3)、管理施設の耐震化、あるいはバリアフリー化、これらについても計画どおり実施しております。

大きな3でございます。総合的なコスト縮減と。15年度中に私どものコスト構造改革プログラム、これを策定しております。これに基づいてコスト縮減、不断の努力を行っております。縮減率については、現在集計中でございます。

4の環境保全への配慮でございます。ともすれば公共事業、目的のためには手段を選ばないというようなご批判をちょうだいしております。私ども、水資源開発と環境保全、これは両立するものだという視点に立ちまして、ここがございます自然環境調査、環境学習会、環境レポート、水質年報、これを計画どおり、あるいは環境学習会については計画を大幅に上回る対応をさせていただいているところでございます。

4ページに移らせていただきまして、関係機関との連携促進でございます。独法化に当たりまして、やはり私どものお客様である利水者の方々に機構の制度、概要、負担金の制度も今回機構法の制定に伴う改正がございました。それから、私どもの経営計画である中期計画を作成しましたので、これらについての説明会等を実施しております。

それから、6の説明責任の向上でございます。(1) ホームページを通じた情報提供。計画値22万件に対して、15年度おかげさまで35万7,000件と計画を大幅に上回るアクセス数をちょうだいしております。また、ヤフーキッズの方から私どものホームページとリンクしていただきたいというありがたいご要請もちょうだいしております。上でございます4点ほど新たな取り組みもさせていただいております。

財務内容の公開については、機関投資家への説明ですとか、インベスターズガイド等を通じて財務内容の公開を行っております。

また、7として、私ども、事業あるいは管理を実施する際に、やはり周辺の方々、ある

いは地域環境との調和というものに力を入れておりました、これについても計画どおり実施させていただいております。

それから、8のところでございます。技術力の維持・向上。私ども、やはり売りがここでございます技術の問題、それから自然環境の保全との調和の問題、それから最近言われております事業コスト縮減、これらをキーワードとした機構の技術5カ年計画、これを昨年度つくりまして、下にございます、これに基づきまして新築、改築及び管理等に関する4指針15編の指針の作成・更新を昨年度行ったところでございます。

5ページに移らせていただきまして、新技術の普及貢献。私どもが取り組んでおりますここがございます香川用水総合事業所での水路工事、これもこの技術が農水省の方で認められるなど、新技術の普及に寄与させていただいております。

また、関係機関、あるいは住民の方々に施設を見学していただく、私どものやっている仕事をよりご理解いただく、あるいはご批判いただく機会というものを設け、開催させていただいております。

また、私どもが持っている技術等、あるいは制度等をアジアモンスーン地域の各国に私どもの経験をお知らせする、あるいは、アジアモンスーン地域のいろいろな経験を私どもが理解させていただくという観点から、私どもとアジア開発銀行等が中心になりまして、最終的には43機関からなるアジア河川流域機関ネットワーク、これをこの2月に設立しております。また、JICA等の研修生、これらも総勢180名を超える方々の見学等を受け入れております。

全体を通じまして、年度計画に基づいて、ほぼ私ども着実に実施をしているということでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの水資源機構の年度業務実績概要報告について、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

土居専門委員 土居でございますけれども、参考にいろいろ教えていただきたいと思っております。

まず、2ページの3の事務的経費の節減のところ、のところ、空調温度設定の変更による節減等とあります件で、私ども大学でもエネルギー節減、節水ということを学生に

呼びかけるんですがなかなか実行されないんですが、そちらでは空調の温度、夏季、冬季、何度設定を考えているか。今、この部屋も何度になっているのか、足元がちょっと冷え過ぎて、こんなに冷やす必要はないのではないかと考えているところで、具体的に教えていただきたいと思います。

2点目は、4ページの6説明責任の向上の(1)平成15年度実績が、アクセス回数の計画値が22万件のところ35万7,000件ということで、関心が大変高く良いと思いますが、これは具体的には苦情なのか要望なのか意見なのか、どういう内容が多いのかを教えてください。

3点目は、5ページの(3)施設見学等の件なんですけれども、私どもの大学にも環境情報学科がありまして、霞ヶ浦の水をきれいにする調査研究に取り組んでおり、学生たちもジアスと称する同好会をつくって積極的にやっていますが、私も施設見学を、一度したいと思っています。JICAにかかわってまして、中米などに行きますと、水の問題が非常に大きいです。こういう広告はいつ頃どの範囲に出されているのか、ホームページ(インターネット)だけですか。大学等へは広告が配られているのでしょうか。教えていただきたいと思います。

松本分科会長 それでは、ただいまの3点について応答をお願いします。

水資源機構 まず、1点目の空調等の設定温度でございますが、私ども、本日も含めて先ほど申し上げた50近くの出先もございます。基本的には夏は設定温度を1度高くしようと。今までより1度高くしよう、冬は……

土居専門委員 具体的には何度ですか。何度から何度というのは……

水資源機構 それは申しわけございません、今数字がございませんので、申しわけございません、設定温度を1度高くしようと。後でまたそれをご報告させていただきます。冬は1度低くしようと。ちょっとベースの数字を今持ち合わせておりませんが、申しわけございません。

それから、2点目のホームページでございます。中身の分析はまだ整理しておりません。ただ、この35万7,000件というものの中で、大部分が私どもが今中部地方で進めております徳山ダムの建設の関係がございます。中部地方で大きな社会的問題になっております。私どももいろいろな方からご批判を浴びているところでございますが、その関連のニュースがやはりアクセスが多いのではなからうかと。やはり社会的関心事がございますとアクセスが多くなると。

それとともに、1番目の にございます、特に大雨が降ったとき、個別のダムの状況を
なるだけ早くお伝えしようと。これは関係機関も含めて、住民の方々のこれに関するアク
セスも多かったのではなかろうかというふうに考えております。

それから、3点目の見学会でございます。基本的には各事務所、本社のホームページに
リンクしていただければ、すべて各事務所のホームページにもリンクできる形になってお
ります。各事務所のホームページ、それから事務所が所在する近隣の自治体の広報紙等
でお知らせはしております。今先生がおっしゃられた学生さんたちにも私どもいろい
ろな形で参加いただければと思いますので、また個別にご相談いただければ、あるい
は私どもから情報をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

土居専門委員 大学でも環境問題に取り組んでいる学科が多いので、ぜひ若い人
たちに
関心を持たせるよう、よろしくお願いいいたします。

水資源機構 わかりました、改善させていただきます。

松本分科会長 それでよろしゅうございますか。

土居専門委員 はい。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

ございませんでしょうか。

それでは、国土交通省評価委員会に提出する意見につきましては、先ほど事務局から
ご説明いただきましたように、プロジェクトチームの3名の委員の方を主体に案をまと
めて
いただいた上で、書面で皆様方にお諮りをし、最終的には私の方でございませうか。
そういうふうに考えておりますが、それでよろしゅうございませうか。

ありがとうございます。それでは、水資源機構につきましては、このように進め
させて
いただきます。

次の議題に移ります。

次は、農林漁業信用基金の業務方法書の変更についてでございます。

変更の内容につきまして説明していただく前に、農林水産大臣から業務方法書の変
更に
ついて当委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

消費・安全局総務課長 お手元の資料5の表紙の次に諮問文の写しをつづっております
ので、朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保険業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更の認可について。

表記について、独立行政法人農林漁業信用基金理事長から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第3項の規定に基づき、貴委員会意見を求める。

以上のように、農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、農林漁業信用基金の業務方法書の変更につきまして、説明をお願いします。

なお、時間が限られておりますので、ご説明は極力簡単に、明瞭にお願いをしたいと思います。

農林漁業信用基金 それでは、独立行政法人農林漁業信用基金の業務方法書の変更についてご説明申し上げます。

お手元の資料の5というのをごらんいただきたいんですが、私ども農林漁業信用基金の行います農業信用保険業務にかかります保険料率についての変更でございます。この資料の6ページ、7ページのところをお開きいただきますとわかりますが、業務方法書の第4条というところに、保険料の額は保険金額に別表1に定める保険料率を乗じて得た額とするという文章がございまして、その左側の6ページに別表が書いてあります。ごらんいただきますとわかりますが、この農業信用保険業務の別表のところに保証保険、融資保険というのが特定資金、一般資金等と書いてあるわけですが、この特定資金というのが注で長々と書いてございます。特定資金といいますのは、農業近代化資金等国の農業施策に係る融資資金についてを特定資金というふうに呼びまして、これについては他の資金よりも低い保険料率を適用するという仕組みになっているわけでありまして。

今回変更をお願いしているのは、この特定資金についての規定の仕方、書き方でございます。今申しましたように、この特定資金はいずれも国の農業施策に基づくものでありまして、これらの融資資金は、国の農業施策の展開方向、このたびの、例えば高病原性鳥インフルエンザに見られるような緊急対策等々の資金を指定して、低い保険料を適用しようというものでありますが、それに機動的に対応する必要がございます。その時々が必要に応じて新たに創設されたり、あるいは改善されたりするわけでございます。

現在は、この6ページにありますように、法律に基づくものは最初に3つぐらい名前が

載っておりますが、あとは通達等に基づくものでありますので、細々と規定しております。ただ、今回このようなものにつきましては、できますれば主務大臣の承認を受ければ個別の資金は業務方法書に書かなくても私どもの方として業務運営上必要なものを定めさせていただきたいということでございます。すなわち、業務方法上は農業近代化資金などの3資金を個別に書きまして、その他は包括的な規定といたしまして主務大臣の承認を受けて私ども信用基金が定めると、こういうことにさせていただきたいというものでございます。それによって迅速な保証・保険の対応ができると。また、行政庁からの要請にも沿えるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの業務方法書の変更について、質疑応答の時間に入ります。これに関しまして、何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしくをお願いします。ございませんか。

特別ご意見がございませんので、農業者年金基金の業務方法書の変更に係る承認について、当分科会といたしましては異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてそのように決定をすることにいたします。

次の議題でございます。

次は、農林漁業信用基金の長期借入金の認可についてでございます。

長期借入金につきまして説明していただく前に、農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読からまずお願いをいたします。

消費・安全局総務課長 独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人農林漁業信用基金の長期借入金の借入れの認可について。

失礼いたしました、資料6の1ページ目でございます。

表記について、独立行政法人農林漁業信用基金理事長から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第2項の規定に基づき、貴委員会意見を求める。

以上のように、農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしく願いしたいと存じます。

松本分科会長 それでは、農林漁業信用基金の長期借入金について、引き続き説明をお願いいたします。

農林漁業信用基金 それでは、農林漁業信用基金の長期借入金の認可申請についてご説明申し上げます。

今お示しされましたように、今回私どもとしましては、平成16年度上期におけます長期借入金の認可申請をしているわけでございます。お手元の資料の6の認可申請書は今ごらんいただいたと思いますが、この認可申請書の1ページに記載のとおり、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法という法律がございまして、その6条1項1号の規定による資金の融通に必要な資金を手当するために長期借入金をしたいということでございます。

この長期借入金に係る業務というのは何かというのは、7ページをお開きいただきますと、そこに長期借入金にかかる業務の概要というのが書いてございます。要は、森林施業の合理化に寄与する一定の造林についての資金、あるいは、森林施業計画に従って施行を行うのに必要な一定の林業経営の維持について必要な資金、こういうものにつきまして、長期かつ無利子の資金、これを森林整備活性化資金と呼んでおりますが、この融資を行うというものでございます。具体的には、私どもの基金はその資金を農林漁業金融公庫に化し付けの原資として無利子で寄託をいたしまして、お預けをしまして、公庫が林業者に対して公庫の持っています造林のための資金等と、有利子の資金でございまして、これとあわせて貸すと。それによって平均すると借りる方の金利が下がると、こういう仕組みのものでございます。

これは実は、従来は政府からの出資金、私ども基金への出資金で行われておったわけでございます。政府の出資金を公庫に貸し付けるという形をとったんですが、昨年の10月以降、民間金融機関から長期借入金で借りるという方向が可能となりまして、今回も公庫に対するこの寄託原資を調達するために、民間の金融機関から長期借り入れを行うものでございます。

なお、私どもが民間から借りた場合の利子につきましては、政府の方で予算措置をいただいております。

その借り入れの金額は、資料の8ページに書いてございます。今回は5億7,500万でございます。これを16年度上期に公庫に寄託をするわけですが、これは公庫の方からの資金需要にこたえた数字でございます。

なお、16年度全体としては、今回の借入金も含めまして32億円を上限として長期借入れを行いたいというふうに考えております。

また、借入金の利率なり償還期限等については、9ページに記載してございます。今回は5つの民間金融機関から借りると。借り入れ期日は6月18日を予定しておりまして、利率については4年間の固定金利ということになりますので、5年の利付きの国債の流通利回りをもとに、借入日の3営業日前に決定するというので、まだ決まっておりません。そういう形で借入れをいたしたいと思っております。期限、償還方法については、4年と1日の期限で借りると。一括償還をするということでございます。利息の支払いは毎年9月と3月と。

なお、寄託をするお金の期間は31年という、林業関係は長期でございますが、31年という長期でございますので、4年たったら借り換えるということではつないでいく形になっております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、ただいまの長期借入金について、質疑応答の時間に入ります。ご意見、ご質問がございましたらどうぞよろしくお願ひします。どうぞ。

はい、徳江委員どうぞ。

徳江委員 借入れ先の決定はどのような基準で決定されているのでしょうか。

農林漁業信用基金 私ども、長期のお金を借りるということで、幾つかの金融機関の方に参加をいただきたいということで、実はこれは15年度もやったわけでございますけれども、当時9つぐらいの金融機関に声をかけまして、そこで集まっていたらこういう資金が必要なんだというご説明を申し上げて、協力いただける金融機関というのをいろいろご相談したところ、この5つの機関が今回は応じていただけるということになったわけでございます。

松本分科会長 どうぞ。

徳江委員 そうしますと、何か提案書というのか、借入れ条件等を提示して、プロポーザルというのでしょうかね、提案書が提示されて、それに基づいて審査というか検討したと、そういうふうに考えてよろしいんですか。

農林漁業信用基金 そのとおりでございます。

徳江委員 ありがとうございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

ございませんでしょうか。

それでは、農林漁業信用基金の長期借入金の認可につきましては、当分科会といたしまして異存なしという意見としてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてこのように決定することにいたします。

続きまして、農畜産業振興機構及び農業者年金基金の役員給与規程の一部改正についてでございます。これにつきまして、農林水産大臣から意見を求められておりますので、朗読をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 両法人を代表いたしまして、農畜産業振興機構の意見聴取についてごらんいただきたいと思えます。資料の7 - 1をごらんください。

7 - 1、裏側でございますけれども、独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人農畜産業振興機構の役員に対する報酬の支給基準の変更について。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第62条で準用する第52条第2項の規定に基づき、別添のとおり届出があったので、同法第62条で準用する第53条第1項の規定に基づき、貴委員会に通知する。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、役員給与規程の一部改正につきまして、分科会事務局よりご説明をお願いします。

消費・安全局総務課長 この7 - 1の4ページをごらんいただきたいと思えます。ここに現行と改正後につきまして書いてございますが、「月額」を「額」というぐあいに直したいということでございます。

変更の背景をご説明いたしますと、昨年8月8日に人事院勧告が出されまして、国家公務員の給与改定がなされております。独立行政法人としては、通則法におきまして国家公務員の給与等を考慮して法人が定めるということになっております。この関係で、3月31日付で役員給与規程の変更がなされたということで届け出がされているということでございます。基本的には各法人が人事院勧告に沿った国と同様の措置をとったということでありまして、従来、通勤手当については月額、すなわち1カ月の通勤に要する運賃という形

で毎月支給していたものでございますが、通勤に要する運賃として一括支給、具体的には6カ月定期券を購入するという価格による一括支給が基本となるように、公務員に準じて内容が変更されているということでございます。よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、役員給与規程の一部改正について、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

それでは、特段の意見もございませんので、役員給与規程の一部改正については、当分科会といたしましては意見なしとして処理したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、次の議題でございます。重要な財産の処分についての議題でございます。

重要な財産の処分につきまして説明していただく前に、農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、まず、諮問文の朗読からお願いをいたします。

消費・安全局総務課長 お手元の資料8の表紙の次に諮問文の写しをつづっておりますので、朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人農畜産業振興機構の重要な財産の処分について。

このことについて、独立行政法人農畜産業振興機構理事長、山本徹から、別添のとおり重要な財産の処分に係る認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第48条第2項の規定に基づき、貴委員会意見を求める。

以上のように、農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしく願いいたします。

松本分科会長 それでは、続きまして農畜産業振興機構の重要な財産の処分について、ご説明をお願いいたします。

農畜産業振興機構 それでは、同じ資料の3ページをごらんいただきたいと思います。ご審議いただくのは、私どもの所有しております職員の宿舍の売却でございます。1に処分等に係る財産内容及び評価額とございますが、場所はさいたま市浦和区でございます、(2)にございますように木崎宿舍ということでございます。(3)で財産の明細でございますが、宿舍の建物につきましては、数量、延べ81.97平米とございますが、床面積で2

5坪の平成4年に建築したものでございます。には土地がございまして、136.42平米と
ございまして。約41坪でございまして。

2で処分等の条件といたしましては、不動産鑑定士の鑑定評価を行い、処分の予定価格
を算定いたしました。これは、談合防止等のために公表いたしませんけれども、もしお認
めいただければ測量士の測量等を経まして、この予定価格を目途にいたしまして、3にご
ざいましてように一般競争で売却をしたいと考えております。時期的には8月を見込んでお
りまして、比較的引っ越し等の、あるいは夏休み等の関係で、こういった不動産を売却す
るには有利な時期であるとされております。

それから、この売却に至った経緯は、私ども職員218人、40戸の宿舎を持っております
けれども、福利厚生上、あるいは業務運営上も特に支障ないと判断いたしまして売却する
ことにいたしました。

4で生糸勘定等々ございましてけれども、私どももともと蚕糸、それから砂糖、畜産、野
菜と4つの組織が統合してございまして、経理の透明化、厳正化を図るために勘定を7つ持
ってございまして、これは生糸勘定に属してございまして。現在は1法人になりましたので、勘
定間の経理を厳密に行いながら宿舎の有効利用を図ってございまして、今回は特段問題ない
と判断されますので、売却を行いたいと考えてございまして。

なお、私ども、不動産はこの40戸の宿舎だけでございまして、売却収入につきましては、
後ほどご説明申し上げます生糸勘定の短期借入金の償還に充てたいと考えてございまして。

以上でございまして。

松本分科会長 それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問をちょうだ
いしたいと思います。どうぞ。

ございませぬか。

ございませぬでしたら、農畜産業振興機構の重要な財産の処分の認可について、当分科
会として異存なしとの意見としてよろしゅうございませぬでしょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましてこのように決定することと
いたしまして。

続きまして、その他といたしまして、農畜産業振興機構並びに農林漁業信用基金の短期
借入金の借換えについてでございまして。

それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 ご説明申し上げます。

農畜産業振興機構と農林漁業信用基金の短期借入金の借換えにつきましては、昨年度末に委員、臨時委員及び専門委員からご意見をお伺いし、手続を進めさせていただいたところでございます。本日は、参考といたしまして資料9を配付させていただいております。

なお、詳細につきましては、ご意見をお聞きした際に書面で説明させていただいておりますので割愛させていただきますが、借換実績などが確定いたしましたので、このことについて各法人から簡単にご報告させていただきます。

農畜産業振興機構 それでは、資料9 - 1をごらんいただきたいと思います。農畜産業振興機構の短期借入金の借換えでございますが、まず、1ページの2でございますが、砂糖価格調整制度の運営上、短期借入金の3の(1)下の方でございます。下から3行目でございますが、短期借入金の借換申請額でございますが、これはご認可いただいた数字でございますが、これが322億500万円でございます。3月31日付でお認めいただいておりますが。これに対して実績のご報告でございますが、次のページの4でございます。短期借入金の借換実績等。(1)が借換実績額で314億5,333万6,342円でございますので、ご認可いただいた枠の中で借入れを行っております。借換えの条件等は、ここにお示ししているとおりでございます。

もう一件の短期借入れでございますが、3ページ、これは生糸業務の運営上必要な短期借入金として、4ページでございますが、4ページの(1)上の方でございます。短期借入金の借換申請額といたしまして139億8,600万円お願いいたしております。お認めいただいておりますが。これに対しまして借換実績額でございます。5の(1)でございますが、139億8,400万ということで、お認めいただいた枠の中で短期借入れを行わせていただいております。借換条件は(2)のとおりでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

私の間違いで、ただいま私は「しゃっかん」と申し上げましたが、「かりかえ」の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

次に、農林漁業信用基金について、お願いいたします。

農林漁業信用基金 それでは、農林漁業信用基金の漁業災害補償関係の業務に係る平成15事業年度短期借入金の借換えの報告ということで、資料の9 - 2に基づいてご説明申し上げます。

制度の趣旨等は既にご案内だと思っておりますので、3月にご承認いただきました短期借入金

及びその借換えの必要性についてだけ申し上げます。

平成15事業年度におきます漁業の状況、これもその資料の1ページにございますが、サンマ棒受網漁業の魚価安以下、さまざまな条件がございまして、各県の漁業共済組合に対して、全国の漁業共済組合連合会、漁済連と言っていますが、そこから貸し付けるお金がふえたわけでございます。そのお金につきまして、私どもの方としては資金を融資することで短期借換えをいたしたわけでございます。15年度末の借換えの申請額は35億4,400万円でございます。実績は2ページにございますが、33億8,500万ということで、この限度の範囲内でおさまっております。

なお、借換えの条件等もそこに書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま2つの法人の短期借入金の借換えについてご報告がございました。ただいまからこれについてご質問、ご意見をちょうだいする時間に入りたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

特段ご意見がございませんので、このあたりで区切りを入れたいと思います。

一応これで第1部を終了することにいたします。

第2部に移ります前に、ここで一旦、2時間が経過いたしましたので、もう相当お疲れのようございましょう。次は15時20分から再開をいたします。15分間休憩に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

午後3時05分 休憩

午後3時19分 再開

松本分科会長 それでは、ただいまから第2部に移ります。

農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所並びに農業者大学校の6法人の議題を対象とする審議でございます。

それでは、1つ目の議題に移りたいと思います。

1つ目の議題は、業務実績評価基準の変更についてでございます。事務局の方からご説明をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 ご説明申し上げます。

昨年法律の施行などに伴いまして、中期目標などが変更されておりまして、法人の業務等が追加されております。それに伴いまして、業務実績評価基準等の変更が必要となっております。本日までの間、各プロジェクトチームにおかれましてご議論をいただきまして、その結果といたしまして資料10 - 1 から資料10 - 6 まで、各法人ごとに業務実績評価基準の変更案をご用意させていただいております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

各プロジェクトチームにおきましては、評価基準の見直しとあわせて、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対して、農業分科会としてどのように対応するか、こういうご検討をいただいたわけですが、その結果を事務局の方で取りまとめていただきまして、資料12として用意しておりますので、ご紹介いたします。本資料につきましては、現段階での対応状況ということでまとめておりますので、15年度の評価作業が終了した段階で、最終的にどのような対応を行ったのか取りまとめを行いたいと、そういうふうに考えております。

それでは、評価基準見直しの結果を各プロジェクトチームごとに代表者の方からご報告いただきますけれども、まず6プロジェクトチーム分をご報告いただきました後に全体として議論を行いたい、こういう手順で進めてまいりたいと思います。

申しわけございませんが、時間が限られておりますので、ご報告は1プロジェクトチーム当たり5分程度でお願いをしたい、そういうふうに思います。

それでは、まず、農林水産消費技術センターのチームの方からお願いをいたします。

手島委員 農林水産消費技術センター担当の手島でございます。資料は、10 - 1 でございます。

私から報告いたしますのは、大きく分けて2つでございます。1つは評価基準についてでございます。それから、2つ目は評価指標について、この2つに分けてお話をいたします。

まず、評価基準についてでございますが、法人の平成15年度における業務実績の評価を行うに当たりまして、評価基準の見直しの必要性を検討した結果、以下の2つの理由から、評価の基本的な考え方及び評価方法を変更する必要がないということになりました。したがって、評価基準そのものは改正しないことにいたしました。その理由は2つありまして、1つは、平成15年度中に行われた2回にわたる中期目標、中期計画の変更については、変更事項についての評価指標を追加したり削除したりすることで適切な評価が可能になると

いうことであります。それから、理由の2番目は、総務省の評価委員会からの意見につきましては、適切な評価を行い得る評価指標を追加するとともに、法人に対して評価に必要な資料の提出を求めることで対応が十分可能だということでもあります。この2つの理由で評価基準は変更しないということでもあります。

続きまして、評価指標の方でございます。これはいろいろありまして、それがこの分厚い資料の中に散りばめられてあるわけですけれども、これを全部やりますととてもだめですので、どんなことをやったかということの項目といたしますか、そういうことのご紹介をしておきたいと思えます。

この評価指標について変更を加えましたものは、大きく分けて3つあります。1つは、中期目標や中期計画の変更に伴って評価指標を変更するといったことでもあります。それから2つ目は、総務省の意見に対応して変更したというものが2つ目です。3つ目はその他でありまして、文言の誤解を招きそうなところを少しくリアにしてあるというような意味合いのものでございます。

まず、1番目の中期目標、中期計画の変更に伴う評価指標の変更というものは、これまた全部で6項目ばかりあるのでありますが、大きなものを申し上げますと、まず1つは、リスクコミュニケーションに関連した評価指標として、関係の独立行政法人とを結ぶWANの整備などの新しい項目を指標として追加したというようなものがあります。これは、最初だけ1つ例を挙げますと、3ページを開いていただきますと、3ページの一番下に2-1-(1)というのがある、関係独立行政法人とを結ぶWANを整備するとともに、定期的な見直しを行い、必要な改善を図ったと。そしてAとCというような項目を設定してあると、こんなようなことが以下ずっと続いているわけでもあります。

それから、2番目のものでいいますと、食品表示の監視強化に関連して、評価指標として食品表示相談一元化窓口の設置などというようなことを5つばかり指標を追加したというようなことがあります。

3つ目は、カルタヘナ担保法という法に基づいて、立入り等のマニュアルの作成とか検査結果の迅速な報告などについての指標を加えたというようなことがあります。

それから4つ目は、今までの業務が拡充していることに対して、人員配置というものをどうしたかというようなことに対する評価と。

それから5つ目は、当センターからなくなった仕事がありまして、生鮮食品の原産地表示の店舗調査という業務は地方農政局へ移管することになりましたので、この関係の指標、

6つばかりあったものをみんな削除したと。

大体そんなようなことでもあります。いずれも根本的に考え方を全部変えたというようなものではないのであります。

それから、そのほか総務省の意見に対応した変更というようなものとか、それから、その関係で全部で8つばかり指標を見直したというようなこと、その他で3つというようなことで、かなり細々と直しておりますが、大体内容の程度としてはそういうようなことでもあります。

以上であります。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、種苗管理センターチームからお願いをいたします。

井上委員 種苗管理センタープロジェクトチーム委員の井上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

評価基準の見直しについて申し上げます。資料10 - 2をおとりください。まず1ページ目ですけれども、私どもの方はそれほど評価基準の見直しの部分がありませんので、具体的にお話したいと思ひます。

説明に先立ちまして、まず、概要をお伝えいたします。

種苗管理センターの業務実績の評価基準等の見直しは、品種類似性試験の追加、先ほど出ましたカルタヘナ担保法というのがありますけれども、カルタヘナ担保法、すなわち、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律ですけれども、これに基づく立入検査に関する業務、これを追加したということによります。このことにより、小項目をそれぞれ2点ずつ、計4点追加いたしました。

では、1ページの評価シートの新旧対照表をごらんください。第2 - 5、一番上の欄ですけれども、右側の欄の現行の評価シートでは、附帯業務の質の向上のアンダーラインの箇所のA評価が7点以上及びB評価がゼロから6点ですけれども、左の欄の改正案では、A評価が8点以上及びB評価をゼロから7点としております。評価点数の増加は、次に述べる2つの小項目の追加によるものです。

すなわち、その下の欄を見ていただきたいんですけども、(6)のところ、品種類似性試験の実施という小項目として、品種類似性試験の実施及び実施可能な種類の拡大という2つの項目が追加されました。品種類似性試験とは、育成者権のある品種を育成者権者に無断で海外に持ち出し、その収穫物が我が国に輸入されるなどの権利侵害に対応する

ために行われるものです。種苗管理センターにおきまして、既に登録されている品種と疑われている品種を比較栽培による試験、あるいはDNA分析等により比較し、どの程度似ているかということをお明らかにするものです。

続いて、2ページ目の方をごらんください。第2 - 6のところですが、指定業者の集取及び立入検査等の中項目ですが、右の現行の評価基準では、Aが2点以上、Bがゼロから1点です。これに対して改正案は、Aが4点以上、Bがゼロから3点となっています。これについて説明いたします。

下に記載しています小項目である立入検査等の的確な実施と検査結果の速やかな農林水産大臣への報告という2点がふえているのがおわかりだと思います。それに伴い評価基準の点数を上げています。カルタヘナ担保法では、種苗管理センターは農林水産大臣の指示に従いまして、遺伝子組み換え農作物の種子等を検査することとなっております。

種苗管理センターの評価基準等の見直しは、これらの新たな業務が追加されたことを踏まえて、評価を行うために必要な評価基準を策定し、追加したことによります。これにより、評価指標の小項目が101から105に増加いたしました。先ほど説明いたしましたように、今回の改正案は中項目の評価点数を小項目の増加により変更したものです。

5月7日に開催されました検討会では、項目の評価が、定性的な表現として、「順調に進んでいる」、「概ね順調に進んでいる」、「不十分」という表現になっておりますが、定量的に数字で示す必要はないのかという意見がありました。議論の結果、品種類似性試験や遺伝子組み換え農作物の検査は、要請がないと評価もできないということ、また、試験や分析を行うということにより抑止力が働き、表示の適正化が図られるということ。さらに、これらの項目に対する評価としては、検査件数をこなすということが目的ではないということから、このような表現といたしました。

また、今回は同資料3から5ページの評価の基準という部分に関しては変更しておりません。

以上で報告を終わります。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、家畜改良センターチームの方からお願いをいたします。

鈴木委員 家畜改良センターの評価基準の変更についてご報告いたします。

5月12日に家畜改良センタープロジェクトチームを開催しまして、評価基準等の変更について検討しました。その結果、評価基準本文については変更せず、評価指標のシートに

肥飼料検査所の平成15事業年度の評価基準案につきましては、去る4月19日、農林水産省の会議室におきましてプロジェクトチーム会合を開催し、作成いたしました。昨年7月に食の安全性を確保する観点から、その生産過程で使用される生産資材であります肥料や飼料についても万全の措置を講ずる必要があるということから、肥料取締法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律が改正されました。この法律の改正を受けまして、肥飼料検査所の中期目標、中期計画につきましても幾つかの改正が行われましたので、その点を考慮しまして、今年度の評価基準案の作成に当たっては、評価指標につきましても変更を行いました。

それでは、資料の10 - 4を見ていただきます。まず1ページなんですけれども、肥料につきましては、肥料の安全性にかかわる従来の調査項目に加えまして、肥料の施用に起因する有害成分の調査項目1件が追加されました。したがって、これに伴って評価指標の肥料の安全性に関する調査件数を4件から5件に変更いたしました。これが1ページ目です。

次に、飼料につきまして、これはかなりたくさんあるんですけれども、対照表では3ページ、第2 - 2 - (1) - イから始まりまして、8ページから9ページ目にかけての第2 - 2 - (4) - ウにかけてでございますけれども、家畜事故発生時の対応、あるいは製造設備、製造管理の方法などに関する検査業務の項目が新たに設けられました。それによりまして評価指標を設定いたしました。また、BSE関連の検査点数を増加させるなど、分析件数の見直しを行いました。それに伴いまして、分析件数の評価指標を変更いたしました。これらが今言った3ページから9ページ目にかけての項目であります。

それから、再三出ていますが、いわゆるカルタヘナ担保法が施行されたことに伴いまして、同法に基づく立入検査業務が追加されました。これを受けまして、立入検査業務にかかわる評価指標を追加いたしました。これが新旧対照表の11ページにあります第2 - 4に当たります。

それから、2ページの第2 - 1 - (2) のエに相当いたしますけれども、食の安全性を確保する観点から、消費者等とのリスクコミュニケーションが中期計画に位置づけられました。それに伴いまして、それぞれに係る情報提供の方向につきまして評価指標の見直しを行いました。肥料につきましては、この2ページの2 - 1 - (2) - エでございます。それから、飼料につきましては、9ページ、2 - 2 - (5) - ウに当たります。

最後に、12ページですけれども、これは新旧対照表を見ていただくとすぐにわかります

けれども、項目の数が変わったための変更でございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、農薬検査所チームからお願いします。

日和佐委員 農薬検査所の担当の日和佐でございます。よろしくお願いいたします。

資料は10 - 5です。私ども、5月11日にプロジェクトチームの会合を開催いたしまして検討を行いました。その結果をご報告申し上げます。

変更は大きく2点ありまして、1点は総務省の意見に対応するための評価指標の変更と、もう一点は、中期目標等の変更に伴う評価指標の追加、この大きく2点であります。

この具体的な対応といたしまして、評価指標の整理を行いました。具体的には、総務省の指摘事項は、業務運営の効率化とサービス及び業務の質の向上に関する計画を達成するための手段が一部全く同一であったということです。それぞれ計画にふさわしい視点から適切な評価が行われるようにすべきであるということでもあります。したがって、評価指標の整理を行いました。資料の10 - 5の重複する指標としては、15ページから17ページ及び20ページから22ページなんですが、それぞれの指標が効率化とサービス及び業務の向上のどちらの方により寄与するかという観点で整理をいたしました。

資料の5ページからは、変更事項の新旧対照表全体になっておりますので、ごらんいただければと思います。

初めに、チェックリストと手引書なんですが、チェックリストは、農薬検査所の業務を効率化するのに役に立つ、申請の手引きの方は、申請者の申請に役立つことからサービスの向上に資すると、このように整理をいたしました。したがって、業務の効率化の指標からは申請の手引書を、そしてサービスの指標からはチェックリストを削除する、このような作業を行っていったわけです。同様にいたしまして、事前相談、検査マニュアル、検査の進行管理は業務運営の効率化、申請者からの事前相談、職員の研修はサービス及び質の向上に寄与するという観点で整理をしております。

すべてを詳しくお話しすることはできないのですが、15ページを開けていただけますでしょうか。ここが業務運営の効率化の項でありまして、その次の16ページのちょうど真ん中、(3)の右のところに消してありますけれども、申請者からの事前相談への対応の充実、これはサービスの方に移動させましたので、21ページを見ていただけますでしょうか。21ページの一番上の真ん中ですね、こちらの方に整理をしたと。このような整理をそれぞ

れ検査マニュアル等に関してもしたということであります。具体的には、他のことはごらんいただきたいと思います、時間の関係がありますので。

それから、農薬のG L P業務についてなんですが、総務省からの指摘はありませんでしたけれども、登録検査同様に手段が大変重複しておりましたので、同じような観点から整理を行いました。資料の17ページから18ページ、先ほども申し上げました22ページから23ページをごらんいただきたいと思います。

次が中期目標等の変更に伴う指標の追加です。1番目として、特定農薬が追加されたので、その調査を農薬検査所が行うようになったことから指標を追加いたしました。これは22ページにあります。

それから、農薬に関する情報提供に関する目標が追加されました。したがって、ホームページの掲載内容の検討及び情報提供のためのデータベースの追加及びシステム構築の指標を追加いたしました。これが24ページから25ページです。ちょうど中央のところにありますのでごらんください。それから、先ほどからしばしば出てまいりますが、いわゆるカルタヘナ法に基づく立ち入りが業務として追加されたので、これに関する指標を追加いたしました。これが28ページです。

それから、評価基準本文の変更も1ページから記載していますけれども、これは、評価基準をよりわかりやすくするために整理を行ったものであります。改項目の積み上げ評価を行う際に、当該年度に該当のない項目が出てくる場合があります。それは評価指標が除外することを明記いたしました。

以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたけれども、農業者大学校チームの方からご報告をお願いします。

佛田専門委員 それでは、独立行政法人農業者大学校のプロジェクトチームを代表しまして、私、佛田と申しますが、田嶋主査のかわりに評価基準の変更に関するご説明を申し上げます。

まず、資料の10 - 6をごらんいただきたいと思います。1ページに新旧対照表がございますが、農業者大学校の評価基準の変更につきましては、評価指標シート第2 - 1 - (2) - ア、研修生の就農状況の維持・改善の中の小分類、果樹農業に関する研修の指標2についてであります。現行では、研修生確保状況につき、長期研修入所者数のほか、短期研修、

公開講座、農業体験学習及び視察者受け入れの実施延べ時間数を長期研修時間で除した数を加えることとしておりました。すなわち、長期、短期に限らず、果樹農業に関する研修を受けるすべての研修生を当該施設の研修生としてとらえ、指標においてはその全体の確保状況を判断するよう、昨年この場で見直したところでございます。

しかしながら、総務省よりこの指標に対しまして、それぞれの研修により、その意義、性格等が異なるものと考えられることから、それぞれの研修に適した評価指標の設定について再度検討し、評価を行うべきであるとの指摘を受けました。このため、今回の改正では、この資料の12ページの中ほどにございますが、指標2において評価する研修生確保状況の対象を長期研修入所者数のみとすることとし、短期研修等の評価につきましては、この資料の14ページの中ほどにあります指標9から11により評価することとしております。

なお、現行では確保目標の数値を40名としておりましたが、これは短期研修等による確保者数も含まれた数字であるため、改正案では、短期研修等により見込まれる確保者数1名を減じまして39名としているところでございます。

農業者大分県分校の評価基準の変更は以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、一応各法人のご報告を受けたわけでございますので、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。ただいまの各法人の評価基準の変更案につきまして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。どうぞ。

はい、どうぞ。

土居専門委員 すみません、勉強不足なので、資料の10-4の深見先生に教えていただきたいのですが、8ページの配合飼料のサルモネラ汚染のモニタリング調査及び製造工程における汚染実態の把握、あるいは汚染防止対策の効果の確認、それから簡易試験法の開発等と、大きい関心のあるテーマが出ていますが、これは現在実際にどの程度なのでしょう。右が現行の指標ですから、新規追加の項目でしょうか。今までどの程度こういう問題が起きているのか、その実態、項目に上げられた根拠を教えてくださいたいと思います。

松本分科会長 理事長さんか、あるいはPT委員長でもどちらでも結構ですが、どうぞ。

深見専門委員 大変申しわけないんですけども、私はどちらかというと肥料関係が専門でして、飼料関係はちょっと疎いものですから、申しわけありませんが。

松本分科会長 では、理事長の方から。

肥飼料検査所 肥飼料検査所の理事長の松原でございます。

このサルモネラのモニタリングというのも既に取り組んできております。具体的な数字につきましては、のちほどご報告させていただきたいと存じます。

松本分科会長 既に取り組んでいると。具体的についてはまたご報告するというところでございます。よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

ございませんか。

それでは、各法人の業務実績評価基準については、今回の案でご了承いただけるものと考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会といたしましては、この方向で了承することと決定いたします。今後の細かい文言の調整等につきましては、私にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、2つ目の議題でございます。

2つ目の議題は、平成15年度業務実績概要の報告でございます。それでは、事務局の方から説明をお願いします。

消費・安全局総務課長 今回ご審議いただいております6法人につきましては、昨年も同様に評価結果を取りまとめていただいたところでございますが、昨年の業務実績評価において、委員の皆様から指摘がなされました事項につきまして、各法人が平成15年度の業務においてどのように対応したのかということにつきまして、資料13にまとめております。詳細につきましては、各法人ごとにプロジェクトチームでご報告しておりますので、本日は割愛させていただきますが、これらの指摘も踏まえまして、平成15年度においてどのような業務を行ったのか、各法人から業務実績の概要につきましてご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 それでは、各法人ごとに理事長または担当理事からご説明をいただきまして、6法人分が終了いたしました後に質疑応答を行うと、こういう手順でまいりたいと思います。

また、再三繰り返しますけれども、時間が限られておりますので、ご説明は極力簡単に、1法人当たり5分程度でお願いをしたいと思います。

それでは、まず、農林水産消費技術センターからお願いをいたします。

消費技術センター 消費技術センターの池戸でございます。

それでは、時間も限られていますので、簡単にご紹介したいと思います。

資料は、11 - 1 という番号がついたものでございます。それで、第1の業務運営の効率化でございますが、ここでは、私どもいろいろな調査をやっておりまして、それをどういうやり方で課題選定をしているかということが書いてございます。(1)のところに書いてございますように、各方面に対するアンケート調査を踏まえるということと、それから、個別の委員会ですね、外部の委員を入れまして、そこで選定させていただいております。これは前の年と同様のやり方でございます。

それからもう一点、2番目の残留農薬の分析時間の迅速化でございます。これは非常に長時間を要する分析法でございますが、分析精度を保つということを前提として、5年間で10%短縮ということになっておりまして、これもおおむね初期の目標である短縮時間をクリアしているという状況でございます。

それから、3番目ですが、情報提供の効率化ということで、ホームページ、あるいはメールマガジンを発信するというところで、ホームページの更新、あるいはメールマガジンの発信回数、これを昨年度以上に回数を増やして対応しているという状況でございます。

それから、第2の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございます。1のところでございますが、リスクコミュニケーションの推進に資するための対策ということで、これはご案内のとおり昨年の食品安全行政の新たな展開を踏まえての対応でございまして、かぎ括弧で書いてあるかと思っておりますけれども、食の安全・安心情報交流ひろばというのを設置しております。中身としましては、新たに食の安全に関する知識を有する者の育成のための研修でありますとか、共同ワークショップとか、それから電子フォーラム、こういったものを開催しているというところでございます。

それから、2番目の講習会等による消費者等への情報提供でございますが、これは食生活指針を始めいろいろな情報につきまして研修会、あるいは講習会、それから依頼を受けた講師派遣ですね、こうした対応をしておると、それから、(2)で消費者相談ですね、これも直接受け付けておりますし、特に表示に対する問い合わせが多いので、フリーダイヤルでの食品表示110番を設置して対応しているというところでございます。

それから、これらの効果を顧客満足度という形で把握をさせていただいておりますが、これは(3)のところに書いてございますが、これも目標の数値をクリアはしていますが、昨年度はより聞き方を具体的にして、深層的というんでしょうか、より実践的な内容をお

聞きして、改善すべき点があればそれを業務の方に反映していると、そういうやり方をやっております。

それから、その次のページに移りまして、これは残留農薬等の微量物質の確認調査でございます。これは社会的な要請を受けまして、残留農薬等について3,600件以上やっていますが、前年が1,800検体ですので大幅に増加しております。これは、農林水産省の組織改正に伴い、従来は食糧庁がやっていた米麦の確認調査を私どもが担当することになりましたので、この部分が増加しております。これらの結果は、農林水産省の方に報告しまして、農水省の方から公表をしているという形になっております。その他、C o d e x 対応の重金属、あるいはカビ毒の調査をやっておりまして、農水省の方に報告もさせていただいております。

それから、4番目のJ A Sの規格の定期見直し、これもいろいろな実態調査等を踏まえまして、規格見直しの原案を作成して、これも農水省の方に報告をさせていただいております。

それから、5番目の表示関係の点検調査でございます。和牛表示の調査でありますとか、あるいは新米の鮮度判定分析とか、こういったものを1,500件以上やっております。それから、加工食品の表示に関する分析、それから、遺伝子組換え食品の確認試験、こういったことをやっておりまして、ここで表示の不適合が出た場合はすべて指導をしておりまして、改善報告を受けております。

それから、6番目、これもJ A Sの関係なんです。登録認定機関の技術上の調査ということで、登録等の認可に当たっての調査でありますとか、あるいは登録認定機関、登録格付機関に対する監査、これは全機関を計画どおり実施しております。

それから、7番目の企業に対する技術指導、これは非常に最近問い合わせが多くて、表示の部分がかなりのウエートを占めております。昨年は9,400件以上の相談がございました。また、問い合わせのたらい回しをしない、ワンストップサービスということで、J A S法と食品衛生法にまたがる食品表示の相談について一元的に受け付ける窓口を設置しております。

それから、調査研究は、原産地の判別法とか遺伝子組換えD N Aの分析法、こういった4分野について重点的に行っております。

次のページですが、立入検査、これは農林水産大臣の指示によって行っています。昨年は非常に悪質な違反件数が前年に比べてかなり減ったこと、これまでの指導効果が現れて

きているということかと思えますけれども、3件にとどまっております。前年の立入検査は36件ございました。そういったことにも対応しております。

それから、財務関係は今現在取りまとめ中ですが、前年度に引き続きまして業務経費、一般経費の削減に取り組んでおるところでございます。短期の借入金は発生しておりません。

その他ということで職員の合理化でございますが、これも計画に基づきまして、昨年度は6人で1%、2年間で2%の削減を計画しております。

なお、この最後の2行でなお書きで書いてございますが、昨年組織改正に伴いまして、新しい業務、先ほどの分析業務等も含めて重要性を認めていただきまして、67名の増員をさせていただいております。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

続きまして、種苗管理センター、お願いいたします。

種苗管理センター 種苗管理センターの桑名でございます。

資料の11-2を使ってご説明いたします。

種苗管理センター、今までもご説明しておりますが、5つの業務を行っております。新しい品種を育成されたときに、それが本当に新しい品種かどうかという判断のための栽培試験であります。もう一つが、優良な種苗の流通確保のための種苗検査、これは強制検査と依頼検査がございます。もう一つが、ばれいしょ、さとうきび等、増殖率が低くてウイルス等に大変弱い、そういったものの原原種の生産、配布。もう一つが、ジーンバンク事業の一環といたしまして、栄養体で保存する必要がある植物を各地にある農場を活用して行っていると。それらの効率化、高度化のための調査研究と。5つの柱であります。

第1の効率化でございますが、全体の効率化のために、2ページの8の(1)というところがありますが、組織検討委員会というのを作りまして、第1次報告としてとりまとめ、それを具体的に今実施しているところであります。その一環として、もとに戻りますが、栽培試験を現在9カ所でやっているところを6カ所にし、効率化を図ると。そして、実施農場ごとの専門化を推進するということをやっております。

次に、3番目にありますが、ばれいしょ等の生産、配布で、総務省とかからも言われておりますが、コストの把握を今相当の労力を使いながらやっております。14年度に引き続き15年度も実施いたしました。年次比較等、これから分析していこうと思っております。

また、ジャガイモシストセンチュウが北海道で拡大しております。そういったものの進入防止策を徹底したところであります。

2ページにまいります。4の(2)にございますが、先ほどの組織検討委員会の結論からでございますが、調査研究の実施農場を、前まで10カ所ございましたけれども、5カ所に集約化し、有機的な調査研究体制をつくったということでもあります。

8番の(2)で新農場の建設というのがございますが、旧関西農場、これは大阪にございました。これを15年3月までに笠岡に移転させました。西日本農場と名称を変更して業務を開始しております。

次に、3ページの第2の質の向上に入らせていただきますが、栽培試験につきましては、対象作物種類の拡大に努めております。また、特に新規植物と称しておりますけれども、まだ審査基準のないものがたくさんございますが、それを農水省の依頼に基づきまして基準案を作成するものに相当の労力を費やしました。また、審査基準の国際統一事業に参画し、我々の知見を生かそうということでもあります。

次が、4ページに入ります。検査のものでございますけれども、アンケート調査を実施いたしまして、種子伝染性病害に対する検査項目等の拡大に努めているところであります。

同じく4ページの3でございますが、種苗の生産、配布でございます。これは需要量に沿った配布を行うということではありますが、おおむね達成していると考えております。

5ページにまいりまして、その原原種等の配布でアンケート調査を実施いたしました。それなりの評価をいただいていると思っておりますが、ただ、いろいろアンケート調査に問題点が指摘されておりました、そういった問題点に基づきます改善計画を作成、実施しているところであります。

次、4番の調査研究でございますが、課題を重点的に実施しているということと、試験研究機関との連携を強めておりました、現在3つの課題で共同研究を実施しているということでもあります。

6ページに入ります、附帯する業務でございますが、国際会議、大変15年度はつくば市で開催された国際会議、関連する国際会議が多かったものですから、それに出席するとともに、フランス、デンマーク等、関係する国際会議に出席しているところであります。また、海外研修員の受け入れを積極的に行っておりまして、160名程度の研修員を受け入れたところであります。

また、先ほど基準に入れていただきましたけれども、類似性試験の実施を始めておりま

すし、昨年12月に、7ページの上にありますけれども、税関が水際措置としていぐさを検査したわけですが、その際のDNA識別を当センターで実施いたしました。また、カルタヘナ法に基づく体制の整備を行っているところであります。

7ページの一番下に、前回の委員会でご審議いただきましたけれども、十勝農場の展示館の譲渡を実施いたしましたところであります。

最後、8ページであります。一番最後でございますけれども、リスクマネジメント、我々仕事をやっているときにリスクがいろいろあろうということで、その勉強をしておりますけれども、まず安全対策ということで、それなりの資料の作成等々を行っているところであります。

以上、おおむね計画どおりの実績を残せたものと考えております。以上です。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、家畜改良センター、お願いいたします。

家畜改良センター 家畜改良センターの理事長、南波でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、11-3でございます。まず、第1の業務運営の効率化ですが、ここでは1点だけご報告申し上げます。中ほどをごらんください。2の業務実施の効率化のところ、四角の中ですが、人事記録管理及び給与管理を統合して処理する新システムを導入し、事務の効率化を実現いたしました。また、会計システムのカスタマイズ化を実施、コスト分析とセグメント情報の充実に生かすことといたしました。

2ページをお開きください。第2の国民に対して提供するサービスですが、1の家畜改良、これは具体的にこの囲いの中で説明します。1番目の乳用牛、これはセンターが日本の窓口となってインターブルに加盟しました。そして、国内外の種雄牛の遺伝的能力の評価を初めて実施、この結果、国産種雄牛の経済能力が世界トップレベルであるということが判明いたしました。

次の2番目、肉用牛ですが、この項目の4行目をごらんください。センターが所有している牛、後代検定において好成績を示しました。新たに4頭選抜されましたが、そのうち2頭は肉質で、1頭は増体量において、それぞれ過去の最高値を記録しております。

一番下、四角の中の最後に防疫ということで、ちょっとこの並びでは特異なんです、特記しております。これは、貴重な育種素材を伝染病から守るとともに、需要者が求める衛生的な種蓄を供給するため、防疫体制を強化、かなり多くの予算を投じました。

2の飼料作物種苗ですが、ここは最後の行、行政ニーズをごらんください。転作作物として今急速に作付けを伸ばしている飼料イネ、この増殖に向けて予備採種に着手しました。今年度から増殖に取りかかる予定です。

3ページにまいりまして、3の調査研究です。これも囲いの中に五、六項目記述しておりますが、それぞれ共同研究の推進等により、各研究分野で着実に充実・進展していると思っております。

その結果、この囲いの中の一番最後の論文発表ですけれども、日本畜産学会報、あるいはAnimal Genetics等に初めて2けた台に乗る13件の論文を発表いたしました。また、職員2名が北海道大学及び東京大学から博士号を授与されました。

4ページです。講習及び指導につきましても順調に実績を伸ばしております。その中で、この四角の囲いの下に書いてございますけれども、消費者の食品安全の関心や食の教育への対応を充実することを考えております。

5番目の牛肉トレーサ法関係の事務ですが、これも囲いの中、まず、法律に基づく事務の実施ですけれども、特に農林水産省地方農政事務所、あるいは家畜改良事業団等との連携によって、既存牛の再登録563万頭分を的確に実施いたしました。

2つ目のシステムの改善は、既に1日に3万頭から5万頭分の履歴アクセス、検索のアクセスがありますが、このホームページの利用性を高めるために、サーバーの能力増強、あるいは、検索画面の改善等を行いました。

3番目のBSE関連牛の迅速な検索、これは昨年この場で小林委員からご指摘いただいた点ですけれども、13年度には二、三日要していたものが、14年度には約1日に、そして15年度は約3時間まで短縮することができました。今後は、この12月1日に今度はお肉まで、牛肉のトレーサの施行に向けまして、さらにデータを的確かつ迅速に提供できる体制を整備することが必要と考えております。

5ページです。第3の財務内容の改善です。これは、予算収支計画及び資金計画は、引き続き事務の効率化を推進することで経費節減を図るとともに、業務が効率的に運営できるよう、資金の配分を適切に行いました。なお、交付金の受け入れ遅滞や、あるいは短期借り入れはありませんでした。

収入支出の状況につきましては、最後のページに別添資料を添付しております。そちらの方で説明します。来週に監事監査をお願いする数値を持ってまいりました。まず、表3の収入については、運営費交付金86億8,000万円及び施設整備費補助金、これは、3億7,600

万円に繰越金 2 億300万円を含めて 5 億7,900万円は、当初予算どおりです。また、受託収入 1 億4,700万円と諸収入 5 億1,000万については、あわせて53%の増収。表 4 の支出につきましては、人件費62億8,100万円を除く既定事業の物件費23億2,800前円ですが、これは対前年比97%に抑制いたしました。

この結果、現金ベースでは42万1,682円の残額が生じましたが、ファイナンスリースにおける支払額と減価償却費に差額が生じたことなどを主因に、2万1,372円の純損失が発生しました。表 2 の損益計算書では100万単位に丸めておりますので、当期純損失ゼロとしております。

順番が前後しましたが、バランスシートは表 1 のとおりでございます。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、次に、肥飼料検査所についてお願いいたします。

肥飼料検査所 肥飼料検査所の理事長の松原でございます。

資料11 - 4 に即しまして、かいつまんでご報告を申し上げたいと思います。

まず、第 1 の業務運営の効率化に関してでございますが、肥料関係におきましては、肥料の登録等に関する調査におきまして、各種の情報提供、システム化、有害成分のスクリーニング分析法の導入などによりまして効率化を図ったわけでございます。また、立入検査では、従来の検査対象肥料の工場のうち、管理が良好な施設への立入検査を大幅に削減する一方で、汚泥肥料の立入検査件数を大幅に増加いたしております。飼料及び飼料添加物関係は 2 ページでございますが、カビ毒でありますとか、あるいは残留農薬などの分析におきまして、複数成分を 1 回の操作で同時に分析する方法というものを開発・採用いたしました。この結果、目標を上回る分析効率化が図られたというふうに思っております。

次に、土壌改良資材関係では、集取品、とってくるものでございますが、これの検査の集中的な実施でございますとか、検査対象の重点化ということで効率化を図ってきております。こうした結果、運営費交付金で行います事業に要した経費は、概算でございますが、対前年比で1.1%マイナスということで節減が図れたというふうに見てございます。

それから、第 2 の国民へのサービス等の質の向上に関しましては、肥料関係では、業務の効率化などによりまして、肥料登録申請等に係る調査結果の農水大臣への報告、これを所定の期間内に完了いたしております。公定規格の設定などに関するダイオキシンなどの含有量調査でございますとか、4 ページにまいりまして、肥料等に関する分析・鑑定等の

受託、調査研究等につきましては、それぞれ計画に即して実施をいたしております。

BSE関連では、この4ページのカにありますとおり、肥料向けの肉骨粉などの製造基準適合性確認検査というもののほかに、一番下のところに記載してございますが、新たに農水大臣からのご指示によりまして、牛由来の原料を用いる肥料の製造工程に牛の脊柱などが含まれていないということを確認する検査がございます。これを10件実施いたしております。

5ページにまいりまして、飼料等に関しましては、飼料添加物の基準・規格などの設定に関しまして、一部の抗生物質製剤などにつきまして、文献の収集・分析などを行いますとともに、有害物質や抗菌性飼料添加物の耐性菌発現、それから、先ほどお話がございましたサルモネラ、あるいは病原性大腸菌のO-157といった病原微生物のモニタリングを、イのところに書いてございますように、333点実施してございます。なお、この評価のさっきの基準でございますが、従来はハシップの指針の策定のための調査というところでサルモネラ検査を位置づけておりましたものを、品質管理の高度化という項目にずらしたということで新しく8ページに移ったということでございます。そういったようなモニタリング検査を実施してございます。

このうち、組み換え体利用飼料のモニタリングでございますが、検査所のすべての事務所でPCRによりますDNA検査の実施体制というものを15年度に整えることができました。

また、5ページのウでございますが、飼料に起因する事故発生時の対応につきましても、緊急対応に努めてきております。

6ページにまいりまして、カビ毒でございましてとか農薬などの分析法の開発と改良などを進めてきてございます。

また、常用標準品でございましてとかPCR用の合成プライマーの配布を行っておるほかに、BSE関連でのELISAとPCRによります飼料中の動物性たんぱく質検出法、それから、PCRによるサルモネラのスクリーニング検出法などの技術開発を進めてきております。また、BSE関連では、発生時の感染経路究明のための検査でございましてとか、ペットフード製造基準への適合確認検査のほかに、ちょっと後ろの8ページの(6)にあるんでございますが、新たに飼料向けの動物性油脂の製造原料に牛の脊柱などが含まれないということを確認するための製造基準適合確認検査というものを、年度末になりまして50件実施してございます。

7ページにまいりまして、飼料等の検定、検査、研修、それから国際協力、さらに、8ページにまいりまして、消費者等からの多数の照会や相談への適切な対応に努めたわけですが、立入検査結果の大臣報告につきましては、いずれも所定の期間内に完了してございます。

土壌改良資材関係では、品質に係る表示の検査と情報化の促進でありますとか、集取品の試験の迅速化に努めてきてございます。

なお、9ページにございますが、中期目標、中期計画に定められていない緊急的な業務といたしまして、ここにありますとおり11件実施いたしてございます。

第3の財務内容の改善に関しましては、いまだ概算の段階でございますが、ここにございますように、収入決算額につきましては、飼料検定収入等が計画を上回りまして2,100万円の収入増、また、支出決算額は、人件費支出が予定を下回りまして9,700万円の支出減となっております。

第4のその他でございますが、施設の整備につきましては、PCR検査対応を中心としまして、大阪事務所の実験室の改修工事が竣工いたしてございます。人事関係では、昨年度、年度途中において食品安全委員会の設置等もございまして、農林水産本省でありますとか、食品安全委員会ほか、各種の関係機関との人事交流を進めてございます。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に、農薬検査所についてお願いいたします。

農薬検査所 農薬検査所の森田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の11-5に従いまして、ポイントだけご説明させていただきます。

第1、業務運営の効率化に関しまして、農薬の検査でございますが、 にございます大臣からの検査指示のうち、基準設定必要農薬10件検査を終了いたしました。この目標が11.8カ月でございましたが、これを達成してございます。その下、必要のない農薬につきまして1,900件ほど、このうち、検査終了のうち、これは目標が5.6ヶ月でございましたが、7カ月かかっておりまして、未達成となりました。この状況なり原因ということですが、このページの中ごろ、「また」以下にお示ししてございます。法改正に基づきまして、緊急登録予防農薬の優先処理というもの、それから、よくマイナー作物の経過措置という言い方もございますが、農薬使用基準の特別措置に係る審査、このところのかなり大きな業務があったということでご了解いただければと存じます。再登録については、1,400

件ほどが実施されてございます。

(2) 効率化のための措置としまして、チェックリスト、手引書、マニュアル等を改訂するという事で、検討は済んでございます。今後、別途農林水産省の方が登録申請要領というものを出されるのにあわせて、これらを施行していくこととしてございます。

下の方、2番のG L Pにつきまして、適合確認申請20件あったわけですが、この査察につきましては、平均47.1日ということです。目標が61.1でございますので、達成されてございます。

次のページに移りまして、一番上、業務運営の効率化による経費抑制につきまして、対前年比1%の抑制については、その範囲内で運営させていただきました。

次に、第2、業務の質の向上でございます。農薬の検査につきまして、これは一番遅くてもこの期間内という定めでございますが、基準設定必要農薬10件につきましては、すべて達成しました。基準設定以外の農薬、約1,096件と先ほど申し上げました。このうちの96%達成いたしました。45農薬が目標期間を超過いたしました。この理由についても、また書きで下の方にお示ししてございますが、先ほど1ページでご説明したのと同じような状況に加えて、これら45農薬につきましては、その判断基準等について、例えば国の方にご相談する等のためにさらに時間を要したということでございます。

真ん中、(2) 天敵等生物農薬につきましても検査指針がございまして、これは、平均6.4カ月、基準が8.1カ月でございますので、目標を達成して頑張っております。

(4) 特定農薬につきまして、国に提出された資料、14件あったようでございますが、これらについての審査をさせていただきました。

2の(1) G L Pにつきまして、先ほど1ページの方でもご報告いたしました。すべて期間内に達成してございます。

調査研究は、昨年同様、土壌中での移行性評価と、次のページにございますダイオキシンの分析技術というふうな2つを取り組んできておりますが、年次計画に従って確実に実施させていただいております。

(3) の情報提供につきまして、使用者が遵守すべき法律事項が生じておる法改正によりまして、その遵守すべき基準などをホームページに掲載いたしましたほか、その後に書いてございます食品安全委員会において評価が終了した農薬につきまして、その試験成績の概要をも掲載していくという方向で申請者と検討を進めておるところでございます。

中ほど、(7) 海外技術につきましては、今年度、該当ございません。

(8) アンケート調査の実施につきましては、昨年度ご指摘をいただきましたように、調査の母体をはっきりさせ、回収率を定量できるようにというふうな改善措置を講じた上で、200社を対象に実施いたしてございます。

そのページ、下から4分の1ほど、(10)でございますが、国の施策に対する技術協力、先ほど1ページで言いわけがましく申し上げましたけれども、農薬使用基準の特別措置に係る審査につきまして、技術的な支援を実施いたしました。約8,000件ほどのこうした審査案件を協力させていただきまして、これらの対象につきましては、今後農林水産省の方のご指示なりをいただきながら登録の方に進むものと考えております。

次に、農薬の集取及び立入検査につきまして、(1)は総論でございますが、(2)の販売業者への立ち入り、次のページ、製造業者への立ち入りなどを実施してきております。そして、これらのときに集取した農薬につきまして、これを分析等するわけでございますが、これにつきましても目標期間内に達成してやってございます。

なお、紙から落としましたが、各独法からございましたカルタヘナ法絡みの案件でございますが、一応私どもも準備させていただきましたが、15年度はご指示なく、実施してございません。

財務内容の改善につきましては、後ほどまた詳しくご説明の機会があるかと思いますが、改善に努めてきてございます。短期借入金については、該当がございません。

第4、その他といたしましては、旧本館を取り壊しまして、高度情報管理施設ということで新設をし、昨年の暮れから使わせていただいております。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたが、農業者大学校についてお願いいたします。

農業者大学校 農業者大学校の理事長の門脇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料は、11-6でございます。まず、業務運営の効率化でございますけれども、その中の長期農業者教育についてでございますが、カリキュラム検討委員会というのを実施しまして、その結果を踏まえたカリキュラムの改善などによりまして、講義、それから演習時間を増加させまして、教育内容の充実を図るということとともに、教育時間当たりのコストの低減に努めました。時間的には、12年度対比63時間の増という形になっております。

それから、果樹農業研修につきましては、これも研修の改善検討会の結果を踏まえまし

た改善ということで、果実流通関係の講義とか、あるいは、早期の成圃化関連の実習とか園地整備の実習とか、そういうようなものによる充実によりまして研修時間を増加させるとともに、研修時間当たりのコストの低減に努めております。研修時間は、12年度対比ですが、86時間増という形になっています。

次に、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上でございます。まず、長期農業者教育でございますが、学生募集につきましては、15年度は学生募集の重点校を100校余りでございますが設定いたしまして、早期の学校訪問、きめ細かな募集活動というようなこと、それから、卒業生の中から学生募集推進協力員をお願いしておりますけれども、その方との連携によって地域に密着した募集活動などをやっております。15年度につきましては、学生確保数としては24名ということでございます。

それから、2つ目の就農意欲の醸成ということで、卒業生とか先進農業者など、実際にやっておられる方からいろいろな実践状況についての講義をいただくということ。それからもう一つ、卒業後、自信と意欲を持って就農するということで、先進事例等の研究を行う就農促進ゼミ等を実施してきております。就農状況といたしましては、15年度の卒業生は32名でございますけれども、うち、就農、これは一部就農のための研修も含みますけれども、29名ということで、大多数の卒業生が就農しているということでございます。

それから、3つ目として教育内容の改善等ということでございますが、先ほども申し上げましたように、カリキュラム検討委員会というのが14年度に報告を出していただきまして、カリキュラムを改正しました。特に循環型農業とか食の安全とかマーケティングとか、教科の新設・充実を図ったところでございまして、15年度の入学生から実施をしております。

それから、2ページにいきまして、果樹農業に関する研修等でございますが、研修生の募集活動につきましては、地域の段階での募集活動に加えまして、研修生の募集推進員の設置をいたしまして、現場段階により浸透するようなことに努めております。16年度の長期入所者数は、落葉16名、常緑7名、計23名ということになっております。

それから、就農意欲の醸成ということで、特に修了生とか現場の指導者の方々から、特に修了後すぐ必要となる事項の講義をいただくというようなことや、現場に伺いまして、実践的な指導を受けております。就農につきましては、16名中全員が就農。農業者大学の本校に来られた方も含んでおりますけれども、そういう状況になっております。

それから、研修内容の改善等ということで、これも研修内容の改善検討会というのを設

置いたしまして、そのご意見をいただきまして研修内容の充実を図っております。その次に書いてございますけれども、樹園地改造、それから、早期成園化というのが経済的にかなり重要なこととなりますが、そのためのいろいろな実習などということを強化しております。また、短期研修、それから、国民に開かれた学校としての体験学習、公開講座等、広範に一般の方々にも研修所の状況を知っていただき、活動を理解してもらおう活動しております。

それから、3番目の教育の質の向上等に資する附帯業務ということで、1つは、経営実態調査・情報提供ということで、これは独法になって以来やっております卒業生を対象とした実態調査を行っております。これも4事例について行いました。それから、さらに、卒業生を対象としたブロック単位、あるいは全国単位の研究集会を実施しております。これにつきましては、北陸につきましては土づくりを中心とした技術課題、それから全国大会におきましては、卒業生独自例の発表とこれから農業発展をするためのヒントを探るいろいろな討議というようなことを実施しております。

そのほか、関係機関への情報提供として大地の教育。これも県の農業大学校等に配布をしておりますけれども、かなり前向きのご評価をいただいているというふうに考えております。そのほか、卒業生の活躍しておられる方々のところへの現地公開講座、それから、多摩市における消費者との連携を考える公開講座というようなことも実施しております。

3ページ目にまいりまして、財務内容の改善ということでございますが、財務状況については、今鋭意最終整理をしておりますけれども、予算とか資金の一元的な管理、あるいは、効率的な業務運営によりまして、経費の節減を図ってきておりまして、それに努めてきております。なお、短期借入金はございませんでした。

第4のその他でございますけれども、施設整備計画、これは落葉果樹研修所の果実収納舎等でございます。

そのほか、職員の人事に関する計画ということで、先ほど申し上げたようないろいろな業務の改善・充実を図っております。効率化に努めまして、人員の抑制を図って、14年度から15年度にかけては1名の削減を行っております。

以上でございます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま各法人の平成15年度業務実績概要報告のご説明を受けたわけですが、ただいまから質疑応答の時間に入りたいと思います。どうぞ、ご意見のある方、

ご質問のある方、お願いいたします。どうぞ。

はい、徳江委員、どうぞ。

徳江委員 質問と同時に、初歩的なことをお伺いしたいと思います。

1つは、肥飼料検査所の中でダイオキシン問題が出ておるものですから、農薬検査所の方もダイオキシンに関連して、ちょっと質問させていただきます。

まず、肥飼料の方で3ページでございますけれども、1の(1)のイですね、上から3行目で、肥料の消費者、生産業者等の要望や科学的知見云々ございますね。ここで、まず、このダイオキシン類を、これは肥料公定規格の中にダイオキシンの含有量を決めるというんでしょうかね、そういったことで調査をされたのかどうかということですね。

それから、肥料の消費者というの、これは農業者、一般の通常の消費者というよりむしろ生産者というんでしょうか、農業者というふうに理解してよろしいんでしょうか。

それから、次の生産業者というの、これは肥料を生産するメーカーのことなのか、あるいは農業者なのかちょっとわからないものですから、その辺をひとつお聞きいたします。

それから、ちょっとこれに関して、この辺については、肥料公定規格に組み込むとすると、この年度では調査をしたということですから、設定する規格に取り入れるということになるとこの辺は何か目標の年次があって、その目標年次を決めて取り入れるのかどうかと、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、すみません、あと、肥料であって飼料の方は特に関係ないのかどうか。これで肥飼料の方ですね。

それから、ついでですけれども、農薬検査所の方でもダイオキシン、2ページで農薬中のダイオキシンの分析技術の研究とございますが、この農薬に関しては、ダイオキシンの含有量等が先ほどの肥料と同じように公定規格というんでしょうかね、その中に組み込まれるのか、私は全然専門外なものですから、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 わかりました。それでは、まず、肥飼料検査所にただいま徳江委員から5点ほどご質問があったかと思いますが、それについてお答えをお願いいたします。

肥飼料検査所 ダイオキシンのモニタリング調査ということで実施をいたしておりました、この肥料の消費者等の要望というの、肥料の消費者はまさに農業者でございますし、生産業者というの、肥料の製造業者というふうにお考えをいただいて結構でございます。

なお、現在のところはダイオキシンにつきましても基準とか何かということとはございま

せんし、これをどういうふうな数値を使っていくか、生かしていくかということについては、今後の検討の中で進められるべきものだというふうに思っております。現在のところは肥料、あるいは飼料の中のダイオキシンというものが一体どういう状況にあるのかということのモニタリングを続けているところでございます。

ということで、現在のところはそういう段階であるということで、飼料の方も同じでございます。

徳江委員 ありがとうございます。

農薬検査所 農薬につきましては、法に基づきます農薬の製造の規格といったような中で、法の14条の3ですか、こちらの方で一応公表されてございます。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

肥飼料検査所 ちょっとつけ加えさせていただいてよろしゅうございましょうか。

松本分科会長 はい、どうぞ。

肥飼料検査所 ダイオキシンの基準というものが国際的にも確立されていないわけですが、これまでのいろいろな議論の中でも、私どもがモニタリングをやっている中でも異常な数値といいますか、大変高濃度であるというような結果は出てきておりません。

徳江委員 ありがとうございます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

はい、どうぞ。

泉本専門委員 農薬検査所の最初の農薬の検査の件数と期間の書き方なんです、ちょっと先ほどのご説明で、1の(1)の、農林水産大臣からの検査指示が2,105件あった、そのうち基準設定必要農薬が51件、そうすると、それ以外が引き算すると1,907ではないんですが、ここの書き方が何を言わんとしているのかわからなかったのが1点ですね。

それから、必要なのが51件あったんですが、そのうち検査終了が10件で9.7カ月ということは、引き算すると41件は終わっていないのに、終わったものだけで9.7カ月で目標達成と言えるのかなと、ここの意味がわからなかったんですが、お願いします。

松本分科会長 では、2点についてお願いします。

農薬検査所 これは、すみません、ちょっと書き方をはしょってあるんですが、基準設定必要農薬以外の通常検査指示というのが正確な書き方になりまして、同じ中の一番最後の行でございます、通常以外の緊急登録要望農薬、検査指示147とございますが、これと加えていただくと頭に合致すると考えます。

期間につきましては、1年間、常に申請があり、それをこなしては登録、その他の処理が行われていくという形になりますので、年度の後ろの方で申請があったものは着手段階というふうな形になってまいります。今回3回目の評価をいただくわけですが、かねてから同じ考え方に基づいてやってございます。したがって、冒頭にありました2,105件の検査指示という中には、15年度に新たに指示をお受けしたものの以前の繰り越し分といひましようか、含んだ数とご理解いただければと思ひます。

以上です。

松本分科会長 よろしゅうござひますか。

そのほか、どうぞ。

はい、どうぞ。小林委員、どうぞ。

小林委員 農林水産消費技術センターの2ページについてなんです、ほかの機関についてもさまざまな調査分析をされていらっしやひまして、例えば5の品質表示基準遵守点検調査ということについて、(2)の加工食品、あるいは(3)の遺伝子組換え食品等の分析については、分析した件数とともにその結果、例えば、加工食品については5,135件行って、その結果624件不適正であったというふうな結果が書いてあるんですが、(1)の和牛の表示、これは計画についてかなり、5倍ぐらいの1,553件というかなり多くの検査をされていらっしやるんですが、その結果がどうだったのかというふうなことについてお書きになっていない。その上についても、3の残留農薬等についても書きぶりが少し違ひうのではないかと。できれば結果としてどうなっているかということも教えていただければ。これは、例えば肥飼料検査所のモニタリング検査なんかについても同じようなことが言えるのかなというふうに思ひますので、その点補足していただければありがたいということなんです。

松本分科会長 では、2つの法人に対してのご質問でいいですか。それでは、まず、消費センターから。

消費技術センター ご説明します。

ご指摘のとおり、書き方がわかりづらくて申しわけござひませんでした。和牛表示の調査というのは代表例で書いてあるんですが、この調査結果は農水省の方に報告してありますので、近々公表される予定です。また、これらの調査件数が当初の計画より多かったというのは、食品表示の偽装の問題が多いことから、農林水産省と私どもが連携して特別調査という形で、重点的にいろいろな品目について調査を行ったものです。これらの調査は

科学的な検証だけではございませんで、社会的検証というんでしょうか、そういうものも組み合わせた調査で、私どもは科学的検証の部分を担当したということでございます。

それで、人力的には昨年組織改正で増やしていただいた。また、組織も本部に部を1つ増やしたということでございまして、そういった職員がこれらの調査に対応しているということになっております。

それから、加工食品の検査結果ですが、これは分析の結果から中身との整合性で表示が不適切なものだけでなく、表示そのものが不適正なもの、そういうものを含めての件数になっておりまして、ここに書いてございます624件は、いろいろな不適正なものについて指導をしております。

それから、遺伝子組換え食品は、ここに書いてございますように不適正な管理というものは認められなかったという結果になっております。

以上でございます。

松本分科会長 それでは、どうぞ。

肥飼料検査所 肥飼料検査所から。

今ご質問の、お話ございましたモニタリング調査のいろいろな結果でございますが、私ども、すべて集計したものを1年に1度とか、私どものホームページ上でその結果については一般の方にござんいただけるような形で紹介をさせていただいてございます。

なお、先ほどダイオキシンというのもありましたが、中期目標・計画に定められていない業務という中でも、分析関係業務で輸入エビ殻中のダイオキシン含有調査というようなことも入れてございまして、これらも結果についてはいずれも基本的に公表いたしておるものでございます。

松本分科会長 これでよろしゅうございますか。

小林委員 結構です。公表しているというのはここに書いてありますので、ただ、その書きぶりの中で、多少わかる範囲というか書ける範囲で結果も書いていただくと我々にとってもよりわかりやすいというか、なければ非常に守られているということでいいわけですし、チェックがあればその機能が働いているということでいいわけですし、はい。

松本分科会長 では、そういうことで書き方についてもよろしく申し上げます。

肥飼料検査所 検討させていただきたいと存じます。

松本分科会長 そのほか、どうぞ。

どうぞ、どうぞ。

土居専門委員 時間のないところすみません。資料11 - 4 肥飼料検査所報告の9ページの3その他のところに化製場への確認調査に際して助言があったということですが、化製場というのはどのくらい全国にあって、何かの略称ですか、よくわからないんですけども。

松本分科会長 では、どうぞ。

肥飼料検査所 このその他3件のうちの化製場への立ち入りということでございますが、これは先般の鳥インフルエンザの関係で、その廃鶏でありますとか、その材料が化製場へ出荷されたということがございました。そこで、インフルエンザのウイルスが採れたというようなことがございまして、そこでの処理の管理関係、そういったことについての検査に急遽入ったというのがこの案件でございました。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほかどうぞ。

はい、どうぞ。

肥飼料検査所 化製場というのは、いわゆる家畜の死体でございますとか、あるいは不必要な脂肪でございますとか、そういったものを煮て動物性の油脂などを製造する施設が化製場というものでございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

大変申しわけありません、私の方から1点ちょっと非常に単純なことでございますが、種苗管理センターさんに、例えばこの5ページ目にさとうきびとか、あるいはジャガイモの発芽率、そこに努力目標80%という格好で載っておるわけでございますが、例えば、外国から種苗等を日本に輸入する場合には、種苗管理センターさんは業務に使われるわけでしょうか。

種苗管理センター 今先生がおっしゃっているのは、外国から新しいものを日本に入れると。

松本分科会長 ええ。

種苗管理センター それは植防法上の問題がありまして、植防の方できちっと検査をしていただいて、それから私どもの方にもし必要とあらば来るということでございますので、一義的には植防さんの方で。

松本分科会長 植防の方で。

種苗管理センター はい。

松本分科会長 それで、植防の方で一応クリアになったもので、特にやはり外国産の種苗というのは貯蔵期間中にだんだん発芽率が落ちていくと。これは仕方がないんでしょうけれども、その努力目標というのを定めることができるのかどうかという。

種苗管理センター 申しわけございません、私たちの扱っていますのは、生ものとして私たちは扱っております、とったらなるべく早く渡すと。バレイショにつきましては冬を越しますから、そこは凍らないようにということでございますけれども、さとうきびについてはまさに生ものと思って運んでおります。

松本分科会長 だから、できるだけ早く生産者に渡すということですね。わかりました。そのほか、どうぞ。

はい、どうぞ。

菊池専門委員 今の質問とちょっと似ているんですが、例えば消費技術センターの食品の残留農薬の検査とかあるんですが、これ、海外農産物と国内農産物との仕分けというか、そういったものをされているのかどうかという部分と、公表するときにそういった部分、私は消費者の安全とかそういった部分について非常に大切な部分ですので、トレーサの関係等、こういったものは非常にいいと思うんですが、海外農産物が非常に入ってきている状況にあって、その入ってきているものとの比較ですね、国内のものがどのくらい安全であるとか、検査体制は日本の方がはるかにいいんだよとかという部分も含めて消費者に伝わらないと、日本の農業者だけが、ある部分です、消費者の安全を考えれば当然なんです、非常に大変な思いをしながら国際競争力に立ち向かっていかなければならないというリスクも生じてきますので、やはりそういった公平さも非常に必要なのかなとちょっと感じたものですから、同じような問題なんですけれどもそういった部分ですね。きょうでなくても結構なんですけれども、こういった資料中に検体の割合等も載せていただけるとありがたいと思います。

松本分科会長 どうぞ。

消費技術センター 私どもの調査は、基本的には消費者に届けられる食品の安全というのが基本になっております。それで、今先生おっしゃられたお考えもあると思いますが、実際は国内のもの、それから海外のものもバランスよく、これは農水省との協議の中で調査内容や検体を決めて調査しています。

それから、これは厚生労働省が行う検査と違う点ですが、私どもは、特に国内の生産地

の方へ調査結果をフィードバックして生産の改善に役に立ててもらえるような、そういう観点でやっていますので、検体の素性がわかるものを農政事務所等からサンプリングして送っていただいて分析し、その結果を返すという形で調査をやっています。いずれにしても、安全・安心という観点で消費者には情報提供することとしています。

ちなみに、昨年の残留農薬の調査結果としては、輸入品も含めて基準値を超えて検出されたものは幸いにもありませんでした。

松本分科会長 よろしゅうございますか。

そのほか、どうぞ。

それでは、一応ご質問、ご意見も出尽くしたと思いますので、これからは15年度業務実績評価につきまして、各プロジェクトチームごとに作業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

次は、肥飼料検査所の業務方法書の変更についてでございます。

変更の内容について説明していただく前に、農林水産大臣から業務方法書の変更について、当委員会に諮問が付されておりますので、諮問文の朗読をお願いいたします。

消費・安全局総務課長 お手元の資料14の表紙の次に諮問文の写しをつづっておりますので、朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人肥飼料検査所の業務方法書の変更の認可について。

表記について、独立行政法人肥飼料検査所松原謙一から別添のとおり認可申請があり、申請のとおり認可することとしたいので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

以上のように、農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、肥飼料検査所の業務方法書の変更につきまして、ご説明をお願いいたします。

肥飼料検査所 ご説明申し上げます。

既に委員各位はご承知のことかと思いますが、本年の4月1日から価格表示につきましては消費税額を含めた総額表示というものが義務化されたわけでございますが、現在、私どもの肥飼料検査所の業務方法書で定めております依頼された検査の検査手数料、これの

表示が、現行の業務方法書では消費税額を除いた税抜き価格というもので表示されております。いずれもこの業務方法書の別表の1、2、3というものの中で定めておるんですが、税抜き価格の表示ということでございますので、この検査手数料の表示を総額表示というふうにしてすべて変えさせていただきたいというのが今回の業務方法書の改正の内容でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

松本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま業務方法書の変更についてご説明があったところでございますが、これに関して質疑応答の時間に入ります。どうぞ。

ご意見、ご質問、ございませんか。

ございませんので、肥飼料検査所の業務方法書の変更に係る承認につきましては、当分科会として異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてこのように決定することにいたします。

続きましての議題は、家畜改良センターの重要な財産の処分についてでございます。

重要な財産の処分につきまして説明していただく前に、農林水産大臣から当委員会に諮問がされておりますので、諮問文の朗読からまずお願いいたします。

消費・安全局総務課長 お手元の資料15の表紙の次に諮問文の写しをつづっておりますので、朗読させていただきます。

独立行政法人評価委員会委員長、松本聰殿。

農林水産大臣、亀井善之。

独立行政法人家畜改良センターの重要な財産の処分について。

独立行政法人家畜改良センター理事長南波利昭から重要な財産の処分について、別添のとおり認可申請書の提出があったので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第48条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求める。

以上のように、農林水産大臣から評価委員会に対して意見を求めるということで諮問がされておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。

松本分科会長 それでは、家畜改良センターの重要な財産処分について、ご説明を引き続いてお願いいたします。

家畜改良センター 家畜改良センターの南波でございます。

引き続き資料15を用いてご説明申し上げます。

まず、今回の土地なんですけれども、独立行政法人の鉄道建設・運輸施設整備支援機構、昔の鉄建公団ですね、こちらから譲渡申請がありました土地は、家畜改良センター奥羽牧場の敷地の一部でして、東北新幹線が八戸から新青森に建設がこれから本格的にかかると。そのための予定地に私どもの土地がかかっているということでございます。

場所の確認をお願いいたします。資料の8ページをごらんください。8ページ、横長の地図なんですけれども、ここに奥羽牧場があります。これの一番右上、北東部をかするように東北新幹線が走ります。そして、簡単に申します、ピンクの色をつけておりますが、この部分がいわゆる購入希望と。

あわせて、草がつかれなくなる面積が83アールほど、1ヘクタールに満たないほどございます。事業の目的、公共性から言えば、これを拒む理由はないんですけれども、牧場の業務に支障があってはいけない。そこで、その83アールの草の量を評価いたしました。これは、草地面積、採草している面積のおよそ0.1%、かつ、飼われている牛ベースで見ても1頭分ぐらいなんです、ここからとれる草で飼えるのは。飼われている牛ベースで見ましても、0.1%程度ということでございます。やはり気象変動によって収穫量が相当変わりますので、10%ぐらい前後するというのは当たり前でございます。それから見ますと、極めて微々たる変動である、減少であるということで、今後の肥培管理の向上で十分カバーできるだろうということで、ぜひご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

松本分科会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま重要な財産処分についてご説明を受けたわけでございますが、これに関しましてご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ご意見、ございませんか。

それでは、特段ご意見、ご質問がないようでございますので、家畜改良センターの重要な財産の処分の認可について、当分科会として異存なしとの意見としてよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、当分科会としてこのように決定することにいたします。

本日の予定の議題もこれですべて終了いたしましたけれども、そのほかに、全体を通じて何かご意見、ご質問がございましたら、ここでちょうだいしたいと思います。どうぞ。

ございませんか。

それでは、最後に事務局からご連絡がございますので、よろしくお願いいいたします。

消費・安全局総務課長 今後の予定につきましてご案内申し上げます。

お手元に参考1ということで配付させていただいております。先回の農業分科会でご了承いただきましたスケジュールを若干字句の修正を行いまして配付させていただいております。本日、各法人から15年度の業務実績の概要について説明いただきましたが、これから7月にかけて、昨年と同様プロジェクトチームに分かれていただきまして、集中的に評価作業を進めていただければというぐあいに思っております。皆様におかれましては、ご多用の中大変恐縮ではございますが、事務局においても鋭意努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

次回の農業分科会は、8月上中旬ごろに開催いたしたいと思っております。お手元にお配りしております日程調整伺いの用紙がございますが、ご都合を記入いただきまして、お手数でございますが、6月2日までにご返送いただきますようお願い申し上げます。本日この場でもしご提出いただけるようであればございまして、お帰りの際に受付にお渡しいただくようお願い申し上げます。

また、本日の資料は非常に大部となっておりますので、卓上にそのまま置いておいていただければ、事務局の方で後ほど送付するように手配させていただきたいというぐあいに思っております。

以上でございます。

松本分科会長 延々4時間、休憩を15分挟みまして延々4時間にわたりまして大変長丁場のご審議をまことにありがとうございました。以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価委員会第13回の農業分科会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、また、臨時委員並びに専門委員の先生方におかれましては、長時間にわたりまことにご熱心なご審議に参加していただきましてありがとうございました。以上をもって閉会といたします。ありがとうございました。

午後5時10分 閉会